

特集

**平成18年度 普通交付税の算定結果
について（市町村分）**

目 次

I 決定の概要	82	⑥ 投資補正	102
II 地方財政対策	83	ア 道路橋りょう費	
III 平成18年度地方交付税総額	87	イ 都市計画費	
IV 算定方法の主な改正点		ウ 公園費	
1 基準財政需要額	89	エ 下水道費	
(1) 費目及び測定単位に関する事項	89	オ 農業行政費	
(2) 単位費用に関する事項	89	カ その他の産業経済費	
ア 主要な改正点		キ その他の諸費（人口・面積）	
イ 給与改善費及び追加財政需要額		⑦ 事業費補正	107
(3) 補正に関する事項	92	ア 下水道費	
① 態容補正	92	イ その他の土木費	
ア 普通態容補正		ウ 企画振興費	
イ 経常態容補正		エ その他の諸費	
② 段階補正	96	⑧ 種別補正	107
③ 数値急増補正	96	ア 補正予算債償還費	
ア 人口急増補正 I		イ 地方税減収補てん債償還費	
イ 人口急増補正 II		ウ 臨時財政特例債償還費	
ウ 65歳以上人口急増補正 I		エ 財源対策債償還費	
エ 65歳以上人口急増補正 II		オ 減税補てん債償還費	
オ 74歳以上人口急増補正 I		カ 臨時財政対策債償還費	
カ 世帯数急増補正		(4) 臨時財政対策債	110
④ 数値急減補正	98	V おわりに	110
ア 人口急減補正			
イ 学級数・学校数急減補正			
ウ 農家数急減補正			
エ 従業者数急減補正			
⑤ 密度補正	101		
ア 下水道費			
イ 農業行政費			
ウ その他の土木費			
エ 生活保護費			
オ 社会福祉費			
カ 保健衛生費			

I 決定の概要

平成18年度の普通交付税が7月25日に決定された。普通交付税は、地方交付税法（以下「交付税法」という。）第10条第3項の規定により、遅くとも毎年8月末日までに決定することとされているが、今年度についても交付税法等の一部改正法が3月中に成立したことを受け、13年連続で7月中に決定されたところである。

<全国の状況>

今年度の普通交付税の総額は14兆9,527億円で、うち市町村分が6兆5,002億円、道府県分が8兆4,525億円であり、昨年度（以下、昨年度とあるのは、平成17年度当初算定の数値である。）と比較すると、△9,311億円、5.9%の減（市町村分△3,344億円、4.9%の減、道府県分△5,967億円、6.6%の減）となっている。

なお、平成13年度から、財源不足額の補てん措置として、従来の交付税特別会計の借入金方式に替えて臨時財政対策債を発行することとされており、基準財政需要額の一部が臨時財政対策債に振り替えられているが、今年度はその金額が2兆9,072億円と昨年度と比べ9.8%の減となっている。

したがって、地方交付税総額（特別交付税を含む）15兆9,073億円と臨時財政対策債総額2兆9,072億円を合算した実質的な交付税額は18兆8,145億円で、昨年度に比べ6.5%の減となっている。

基準財政需要額（市町村分については、一般算定と合併算定替有効分を合算したものによる。以下、基準財政収入額についても同じ。）では、経常経費については、市町村分が17兆700億円で前年度比2.8%の増、道府県分が17兆1,042億円で6.7%の増となっている。

これは、定員の計画的削減や一般行政経費等が地方財政計画において抑制計上されているなかで、三位一体の改革において一般財源化された国庫補助負担金について、全額が基準財政需要額に算入されていることや、義務教育費国庫負担金の負担割合変更に伴う道府県分の「小・中学校費」の増、児童扶養手当給付費負担金及び児童手当国庫負担金の負担割

合変更・児童手当制度の拡充に伴う「社会福祉費」の増、介護給付費負担金、老人医療給付費の増に伴う「高齢者保健福祉費」の増、「生活保護費」の増等により対前年度比で増となったものである。

なお、道府県分の増加率が市町村分より大きいのは、義務教育費国庫負担金の負担割合変更や、国民健康保険国庫負担金などの一般財源化による影響額が市町村分より大きいためである。

投資的経費については、市町村分が3兆8,422億円で前年度比13.9%の減、道府県分が2兆6,910億円で10.0%の減となっている。地方財政計画において補助事業、単独事業ともに対前年度マイナス計上であることが反映された形となっている。

公債費については、市町村分が2兆2,388億円で前年度比5.9%の増、道府県分が2兆6,067億円で3.8%の増となっている。道府県分・市町村分ともに、「臨時財政対策債償還費」、「財源対策債償還費」の増加などによるものである。

また、臨時財政対策債振替額は、市町村分が1兆4,062億円で前年度比10.0%減、道府県分が1兆4,536億円で前年度比9.8%減となっている。その結果、臨時財政対策債振替後の基準財政需要額は、市町村分で21兆7,448億円、前年度比0.6%増、道府県分で20兆9,484億円、前年度比5.2%増となっている。

基準財政収入額では、市町村分が16兆3,723億円で昨年度に比べ3.9%の増（交付団体で3.4%の増）、道府県分が13兆789億円で17.4%の増（交付団体で15.7%の増）となっている。これは、道府県分・市町村分ともに景気動向等を反映しての住民税所得割・法人関係税の増、税源移譲に伴う所得譲与税の増、児童手当特例交付金の創設に伴う増等によるものである。

その結果、交付基準額は、市町村分で前年度比4.7%減の6兆5,434億円、道府県分で6.4%減の8兆4,974億円となっている。これは、税源移譲に結びつく国庫補助負担金改革の対象が道府県分にウエイトが置かれたことから、基準財政収入額において、道府県の所得譲与税が大幅に伸びたことなどによる。この結果、今年度の道府県分と市町村分の配分割合は、道府県分56.5%、市町村分43.5%となり、昨年度に

第1表 道府県分と市町村分の配分割合の推移

(単位:%)

年 度	50	55	60	2	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
道府県分	55.1	55.2	58.3	57.4	54.4	54.7	53.4	53.5	55.7	56.5	56.9	57.9	57.8	57.4	56.9	56.5
市町村分	44.9	44.8	41.7	42.6	45.6	45.3	46.6	46.5	44.3	43.5	43.1	42.1	42.2	42.6	43.1	43.5

注) 数値は当初算定による。

比べて市町村分に0.4ポイントシフトした。(第1表)

不交付団体の数は、都道府県では、東京都に加え愛知県が不交付となり2団体、市町村では169団体で、交付から不交付になったものが35団体(うち調整率によるもの2団体)、不交付から交付となったものが5団体、合併による団体数の減少が6団体で、結果24団体増加している。

調整率については、0.002446382と決定され、その影響額は881億49百万円となった。(第2表)

なお、府内市町村(大阪市・堺市含む。以下同じ。)の影響額は32億74百万円であった。

<府内の状況>

府内市町村の決定総額は2,126億98百万円で、昨年度と比べると247億49百万円、10.4%減となった。全国の市町村分よりも府内市町村分が減少しているのは、基準財政需要額は全国を上回る伸びを示したものの、基準財政収入額では、所得割の増加率が全国を上回っていることや、基準財政収入額に占める割合が全国よりも比較的高い法人税割の増加が大きく影響していることが主な要因である。

不交付団体数は、昨年度からの4団体に茨木市、高石市が加わり6団体となった。また、これらの不交付団体の財源超過額は、77億81百万円であり、昨年度と比べて7億31百万円、8.6%の減となった。(第3表・第4表)

基準財政需要額の増減の主な要因は、経常経費については、「清掃費」「消防費」「小学校費(学校数)」「中学校費(学校数)」等が減少している一方、「社会福祉費」「その他の諸費(人口)」等が伸びた結果、昨年度比で3.7%の増となった。(全国市町村は2.8%の増)。

投資的経費については、地方財政計画における投資的経費縮減などにより、昨年度と比べると、13.3%

の減となった(全国市町村は13.9%の減)。

公債費については、「臨時財政対策債償還費」、「減税補てん債償還費」などが増加したことにより6.1%の増となった(全国市町村は5.9%の増)。

この結果、基準財政需要額は、臨時財政対策債振替前比較で1.2%増(全国市町村は0.1%減)、振替後で1.7%の増となった(全国市町村は0.6%の増)。

一方、基準財政収入額では、「所得譲与税」が大幅な増となり、「法人税割」についても引き続き増となったため、総額では3.9%の増となっている(全国市町村3.9%の増)。

II 地方財政対策

平成18年度の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にある一方で、公債費が高い水準で推移することや社会保障関係経費の自然増等により、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれた。このような非常事態ともいべき地方財政の状況を踏まえ、歳出については、

第2表 平成18年度調整率算出基礎

1 普通交付税の総額	14,952,661,705 千円
2 財源不足額の合算額	15,040,810,927 千円
3 財源不足団体の基準財政需要額の合算額	36,032,473,089 千円
4 調整率(2-1)	88,149,222 千円
5 調整率(4/3)	0.002446382
(参考) 調整額及び調整率の推移	
平成元年度	58,776,237 千円 0.00236090
平成2年度	50,094,669 千円 0.00185975
平成3年度	63,349,446 千円 0.00218624
平成4年度	59,685,157 千円 0.00191654
平成5年度	61,113,620 千円 0.0018350443
平成6年度	55,823,568 千円 0.0016188401
平成7年度	35,375,907 千円 0.0009969168
平成8年度	48,095,591 千円 0.001297556
平成9年度	35,108,270 千円 0.000898101
平成10年度	25,508,869 千円 0.000631461
平成11年度	21,966,069 千円 0.000524684
平成12年度	20,738,288 千円 0.000486711
平成13年度	30,901,145 千円 0.000740687
平成14年度	24,614,594 千円 0.000615372
平成15年度	70,595,875 千円 0.001900611
平成16年度	63,858,475 千円 0.001781177
平成17年度	60,854,503 千円 0.001636624

第3表 算定結果の概要

		府内市町村(単位：百万円、%)			全国市町村(単位：億円、%)		
		18年度	17年度	伸び率	18年度	17年度	伸び率
基準 財政 需要 額	経常経費	1,173,158	1,131,447	3.7	170,700	165,996	2.8
	投資的経費	214,877	247,815	△ 13.3	38,422	44,606	△ 13.9
	公債費	159,713	150,481	6.1	22,388	21,150	5.9
	(臨財債振替前需要額)	1,547,748	1,529,743	1.2	231,510	231,752	△ 0.1
	臨時財政対策債発行可能額	88,392	94,763	△ 6.7	14,062	15,618	△ 10.0
	計	1,459,356	1,434,980	1.7	217,448	216,134	0.6
基準財政収入額		1,251,228	1,204,145	3.9	163,723	157,610	3.9
交付基準額		215,972	230,718	△ 6.4	65,434	68,655	△ 4.7
普通交付税額		212,698	237,447	△ 10.4	65,002	68,346	△ 4.9
財源超過額		7,781	8,512	△ 8.6	11,709	10,213	14.6

(注) 府内市町村の数値には錯誤額を含まない。(全国数値には錯誤額を含む。)

一本算定と合併算定替有効分を合算したものである。

端数処理のため、計において一致しない場合がある。

第4表 不交付団体数の推移(当初算定ベース)

年 度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
全国市町村	(1) 156	(1) 152	(1) 141	(1) 121	(1) 118	(1) 84	(1) 77	(1) 95	(1) 104	(1) 114	(1) 133	(1) 138	(1) 169
府内市町村	6	8	8	8	8	4	4	5	5	3	4	4	6
団 体 名	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市	豊中市 吹田市 茨木市 箕面市
	泉佐野市 摂津市 高石市 田尻町	泉佐野市 摂津市 高石市 田尻町	泉佐野市 摂津市 高石市 田尻町	泉佐野市 摂津市 高石市 田尻町	泉佐野市 摂津市 高石市 田尻町	泉佐野市 摂津市 高石市 田尻町	泉佐野市 摂津市 高石市 田尻町	泉佐野市 摂津市 高石市 田尻町	泉佐野市 摂津市 高石市 田尻町	泉佐野市 摂津市 高石市 田尻町	泉佐野市 摂津市 高石市 田尻町	泉佐野市 摂津市 高石市 田尻町	泉佐野市 摂津市 高石市 田尻町

(注) ()内は東京都特別区で外数である。

平成17年度までは、財源超過団体のうち合併算定替を適用した結果、普通交付税の交付を受けることとなった団体は交付団体として計上していたが、平成18年度については、不交付団体として計上している(交付団体として計上した場合の平成17年度全国市町村の数値は(1)146となる。)

累次の「基本計画」や総人件費改革基本指針等に沿って、国の歳出予算と歩を一にして見直すこととされ、定員の純減や給与構造改革等による給与関係経費の抑制や地方単独事業費の抑制を図り、これらを通じて、地方財政計画の規模の抑制に努めることにより、財源不足額の圧縮を図ることとする一方、国と地方の信頼関係を維持しながら三位一体の改革を着実に推進するため、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保することを基本として地方財政対策が講じられた。その概

要は次のとおりである。

平成16年度に講じられた平成18年度までの制度改革に基づき、財源不足のうち建設地方債(財源対策債)の増発等を除いた残余については、引き続き国と地方が折半して補てんすることとされた。このうち、国負担分については国の一般会計からの加算によって、地方負担分については臨時財政対策債によって補てん措置を講じることとされた。また、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度の基準財政需要額に算入することとされた。

以下、個々の項目について具体的に説明する。
(第5表)

1. 恒久的な減税に伴う減収の補てんについて

恒久的な減税による地方財政の影響額3兆376億円のうち、地方税の影響分1兆8,080億円については、次の方法により完全に補てんすることとされた。

- (1) 国のたばこ税の一部移譲 1,142億円
- (2) 法人税の交付税率引上げ 4,962億円
- (3) 地方特例交付金の交付 7,456億円
- (4) 減税補てん債の発行 4,520億円

また、影響額3兆376億円のうち、国税減収による地方交付税影響分1兆2,296億円については、国と地方が折半して負担することとされた。

これとあわせて、平成19年度以降、恒久化される地方税の減収については、次の措置により補てんすることとされた。

- (1) 平成19年度以降、地方たばこ税の増収措置を恒久化すること
- (2) 平成19年度以降、法人税に係る地方交付税率については、34%とすること
- (3) 平成19年度以降において、(1)及び(2)の措置によって補てんされない減収相当額については、国と地方が折半して補てんする措置を講じること
- (4) 減税補てん特例交付金は廃止するが、経過措置として、平成19年度は4,000億円、平成20年度は2,000億円の特例交付金を交付(※)

(※) 平成19年度地方財政対策において、地方税収の動向を踏まえ、総額を変えない範囲で、交付期間を2年から3年に延長し、平準化された。

○H19-21：各年度2,000億円

- (5) (4)の額は、(3)の措置により国が負担することとなる額に含まれること

なお、昨年度まで行われていた平成15年度税制改正における先行減税に伴う財政措置については、増収額が減収額を上回るため、特段の措置は講じられない。

2. 通常収支の不足の補てんについて

恒久的な減税分を除いた通常収支については、5兆7,044億円の財源不足が生じることとなった。

これについては、まず建設地方債(財源対策債)によって1兆6,500億円を補てんし、一般会計からの法定加算額(既往法定分等)4,443億円を交付税特別会計に繰り入れることとされた。その上で残る3兆6,101億円から、地方が負担する既発の臨時財政対策債の元利償還等に係る臨時財政対策債の発行額2兆2,043億円を差し引いた1兆4,058億円について、国と地方が折半(各7,029億円)してそれぞれ補てん措置が講じられることとなった。

このうち、国負担分については全額を一般会計からの加算額(臨時財政対策加算)として、交付税特別会計に繰り入れることとされた。

また、地方負担分については、全額を臨時財政対策債の発行により補てんすることとされた。従って、平成18年度における臨時財政対策債発行額は、上述の2兆2,043億円を加え、2兆9,072億円が計上された。

なお、平成18年度税制改正により所得税から個人住民税への税源移譲が実施されることに伴う所得税に係る地方交付税率分の減少影響を緩和するため、地方財政に与える影響を勘案しつつ、平成19年度は2,600億円、平成20年度は2,000億円、平成21年度は1,400億円を交付税総額に加算することとされた(※)。

(※) 平成19年度地方財政対策において、上記2,600億円を含む一般会計加算(既往分)については、平成22年度以降3年間均等に加算されることとなった。

3. 国庫補助負担金の改革に伴う財源措置について

累次の「基本方針」並びに平成16年及び平成17年の「政府・与党合意」を踏まえた平成18年度までの国庫補助負担金改革の合計額は4兆6,661億円となった。

このうち、税源移譲に結びつく改革額は3兆1,176億円であり、これについては、その全額を地方財政計画に計上するとともに、施設整備費の一般財源化に伴い特別の地方債が充てられるものを除き地方交付税の基準財政需要額に全額算入することとされた。

また、これに伴い、3兆94億円を所得譲与税として税源移譲するとともに、基準財政収入額に全額算入することとされた。

第5表 平成18年度地方財政対策の概要

**1 恒久的な減税に伴う減収の補てんについて
恒久減税影響額とその補てん対策**

影響額 3兆376億円 (イ)

○ 地方税の減収額 1兆8,080億円

- ① 税収の補てん 1,142億円 —— 国たばこ税の一部移譲(410円/千本)
- ② 地方交付税 4,962億円 —— 法人税の交付税率引上げ 32%→35.8%(⑫~)
- ③ 地方特例交付金 7,456億円 —— 減収額の4分の3から①及び②による補てん額を控除
- ④ 減税補てん債 4,520億円 —— 減収額の4分の1

○ 国税減収による交付税影響分 1兆2,296億円(うち18年度影響額 国地方折半分 1兆888億円)

- ① 国 (1/2) 5,444億円は交付税特会借入金、11年度以降借入分の利子相当額686億円は一般会計加算
- ② 地方 (1/2) 5,444億円及び11年度以降借入分の利子相当額722億円は交付税特会借入金

**2 通常収支の不足の補てんについて
交付税特会借入金償還額繰延後の通常収支に係る地方財政対策**

財源不足額 5兆7,044億円 (ロ)

○ 財源不足額 5兆7,044億円	├	一般会計からの加算額	1兆1,472億円 ※1
	├	臨時財政対策債の発行	2兆9,072億円 ※2
	└	建設地方債の増発(財源対策債)	1兆6,500億円 ※3

(※1の内訳)

- ・既往法定分 4,443億円
- ・臨時財政対策分 7,029億円

(※2の内訳)

- ・平成18年度 地方負担分 7,029億円
- ・既往の臨時財政対策債の元利償還分 8,439億円
- ・地方財政計画歳出の投資的経費(単独)と一般行政経費(単独)の一体的かい離是正分(一般財源相当分) 1兆2,800億円
- ・平成14年度補正予算に係る交付税特別会計借入金の元利償還分 804億円

(※3の内訳)

- ・一般公共事業債の充当率の臨時的引き上げ及び対象事業の臨時的拡大並びに地域活性化事業債等の一部についての充当率の臨時的引き上げによる。

(イ)+(ロ) 8兆7,420億円	財源措置	┌	一般会計加算額	1兆2,158億円
			交付税特会借入金	1兆1,610億円
			国たばこ税の移譲	1,142億円
			法人税の交付税率引上げ	4,962億円
			地方特例交付金	7,456億円
			減税補てん債の発行	4,520億円
			建設地方債の増発 (財源対策債)	1兆6,500億円
			臨時財政対策債の発行	2兆9,072億円

※端数処理のため、内訳の合計と総額が一致しない場合がある。

なお、税源移譲することとされている施設整備費に係る国庫補助負担金のうち公立学校等施設整備費補助金、次世代育成支援対策施設整備費交付金及び地域介護・福祉空間整備等施設整備費交付金の一部については、地方公共団体において引き続き必要な事業を円滑に実施できるよう、従来の補助金相当分については、特別の地方債を充当し、当該地方債の元利償還金については、後年度その全額を基準財政需要額に算入することとされている。

4. 児童手当制度の拡充に伴う財源措置

平成18年度より、児童手当の制度拡充（支給対象年齢の引き上げ及び所得制限の緩和）に伴う地方負担の増加に対応するために、地方特例交付金（児童手当特例交付金）が創設された。これは、減税補てん特例交付金と同様、普通交付税の交付・不交付を問わず交付される。

平成18年度における各地方団体への交付額は、各都道府県（各市町村）の児童手当支給対象児童数により、それぞれ352億円を按分した額とされている。

なお、児童手当特例交付金の算定については、拡充された小学校4年生から6年生までの支給対象児童数で行うこととされているが、平成18年度の算定においては、拡充分の児童数の把握が困難であることから、特例として拡充前の3歳から小学校3年生までの支給対象児童数を用いることとされている。

5. 決算かい離の一体的是正に伴う財源措置

平成18年度においても、ハードからソフトへと政策転換を進める地方の実情に応じ、平成17年度に引き続き、地方財政計画歳出の投資的経費（単独）を2兆円（一般財源ベースで1兆円）減額する一方、一般行政経費（単独）を1兆円（全額一般財源）増額することにより、地方財政計画と決算の一体的なかい離是正が行われた。このかい離是正分の一般財源に相当する地方財源不足分については、他の財源不足と同様、基本的にはその1/2を国が、1/2を地方が負担することとされているが、平成18年度は全額臨時財政対策債により措置することとされ、今後5年で、段階的に通常の財源不足の補てん措置に移行することとされている。

なお、この間において、本来であれば国負担分と

なる分との差額については、後年度に交付税総額に加算することにより調整することとされている。

Ⅲ 平成18年度地方交付税総額

交付税法附則第3条には、「政府は、地方財政の状況等にかんがみ、当分の間、第6条第2項の規定により算定した交付税の総額について、法律の定めるところにより、交付税の総額の安定的な確保に資するため必要な特例措置を講ずること」と定められている。この規定に基づき、平成18年度分の交付税総額の特例を定める規定として、同法附則第4条が3月の交付税法等の一部改正法により改正された。その結果、地方交付税総額の算定基礎は第6表のとおりとなった。

一般会計から繰り入れる地方交付税の額（入口ベース）は、次の①～⑤により 13兆7,425億円 となっている。

この一般会計からの繰入額（入口ベース）に次の⑥～⑩の額を加算、控除した額 15兆9,073億円（対前年度当初△9,906億円、5.9%減）が交付税特別会計における地方交付税総額（出口ベース）となっており、このうち普通交付税は14兆9,527億円（同△9,312億円、5.9%減）、特別交付税は9,546億円（同△595億円、5.9%減）となっている。

① 所得税及び酒税の収入見込額14兆3,600億円の32%に相当する額4兆5,952億円、法人税の収入見込額13兆580億円の35.8%に相当する額4兆6,748億円、消費税の収入見込額10兆5,380億円の29.5%に相当する額3兆1,087億円並びに国たばこ税の収入見込額9,400億円の25%に相当する額2,350億円の合計額

12兆6,137億円

② 過年度精算分 △870億円 ^(注1)

③ 法附則第4条第1項第2号に基づく加算額 2,747億円

④ 通常収支及び恒久的減税、国庫補助負担金見直しに係る国負担借入金の利子相当額加算額 2,382億円 ^(注2)

⑤ 臨時財政対策のための加算額 7,029億円

第6表 平成18年度地方交付税算定基礎

区分	平成18年度		平成17年度			増減額			(単位:億円、%) 増減率		
	当初予算額 A	当予算額 B	補正額 C	補正後 B+C	D	A-B	E	A-D	F	E/B (%)	F/D (%)
国税	所得税	127,880	131,640	15,190	146,830	△ 3,760	△ 18,950	△ 2.9	△ 12.9	△ 2.9	△ 12.9
	酒税	15,720	16,250	-	16,250	△ 530	△ 530	△ 3.3	△ 3.3	△ 3.3	△ 3.3
	二税計	143,600	147,890	15,190	163,080	△ 4,290	△ 19,480	△ 2.9	△ 11.9	△ 2.9	△ 11.9
	法人税	130,580	115,130	9,600	124,730	15,450	5,850	13.4	4.7	13.4	4.7
	消費税	105,380	101,640	3,040	104,680	3,740	700	3.7	0.7	3.7	0.7
	たばこ税	9,400	8,620	-	8,620	780	780	9.0	9.0	9.0	9.0
	(7)×32%	45,952	47,325	4,861	52,186	△ 1,373	△ 6,234	△ 2.9	△ 11.9	△ 2.9	△ 11.9
	(f)×35.8%	46,748	41,217	3,437	44,653	5,531	2,094	13.4	4.7	13.4	4.7
	(g)×29.5%	31,087	29,984	897	30,881	1,103	207	3.7	0.7	3.7	0.7
	(エ)×25%	2,350	2,155	-	2,155	195	195	9.0	9.0	9.0	9.0
小計	126,137	120,680	9,194	129,875	5,457	△ 3,738	4.5	△ 2.9	4.5	△ 2.9	
過年度精算分	△ 870	△ 870	4,322	3,452	0	△ 4,322	0.0	△ 125.2	0.0	△ 125.2	
小計(法定五税分)	125,267	119,810	13,516	133,327	5,457	△ 8,060	4.6	△ 6.0	4.6	△ 6.0	
法附則第4条第1項第2号に基づく加算額	2,747	1,963	-	1,963	784	784	39.9	39.9	39.9	39.9	
法附則第4条第1項第3号、第4号及び第5号に基づく加算額	2,382	2,295	-	2,295	87	87	3.8	3.8	3.8	3.8	
臨時財政対策特別加算額	7,029	21,641	-	21,641	△ 14,612	△ 14,612	△ 67.5	△ 67.5	△ 67.5	△ 67.5	
計(一般会計繰入れ)	137,425	145,709	13,516	159,226	△ 8,284	△ 21,801	△ 5.7	△ 13.7	△ 5.7	△ 13.7	
返還金	2	2	-	2	0	0	△ 10.6	△ 10.6	△ 10.6	△ 10.6	
特別会計借入金	11,610	15,911	-	15,911	△ 4,301	△ 4,301	△ 27.0	△ 27.0	△ 27.0	△ 27.0	
借入金償還額	△ 799	△ 799	-	△ 799	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	
借入金等利子充当分	△ 6,773	△ 6,591	-	△ 6,591	△ 182	△ 182	2.8	2.8	2.8	2.8	
剰余金の活用	4,700	4,400	-	4,400	300	300	6.8	6.8	6.8	6.8	
前年度からの繰越金	12,908	10,347	-	10,347	2,561	2,561	24.8	24.8	24.8	24.8	
翌年度への繰越金	-	-	△ 12,908	△ 12,908	-	-	-	-	-	-	皆増
計	159,073	168,979	609	169,587	△ 9,906	△ 10,515	△ 5.9	△ 6.2	△ 5.9	△ 6.2	
合計	159,073	168,979	609	169,587	△ 9,906	△ 10,515	△ 5.9	△ 6.2	△ 5.9	△ 6.2	
内訳	149,527	158,838	609	159,447	△ 9,312	△ 9,920	△ 5.9	△ 6.2	△ 5.9	△ 6.2	
特別交付税	9,546	10,140	-	10,140	△ 595	△ 595	△ 5.9	△ 5.9	△ 5.9	△ 5.9	

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積み上げと合計が一致しない箇所がある。

⑥ 交付税特別会計借入金	1兆1,610億円 ^(注3)
⑦ 交付税特別会計借入金償還額	△799億円
⑧ 交付税特別会計借入金等に係る利子支払のための控除額	△6,773億円
⑨ 剰余金の活用等	4,702億円
⑩ 前年度からの繰越金	1兆2,908億円

(注1) 平成18年度の国税五税の収入見込額の一定割合の額から、平成9年度及び平成10年度に係る精算額のうち平成18年度分の精算額を減額することとされた。

(注2) 平成8年度から平成18年度までの通常収支に係る国負担借入金の利子相当額1,685億円と、平成11年度から平成18年度までの恒久的な減税に係る国負担借入金の利子相当額686億円、平成15年度の国庫補助負担金の見直しに係る国負担借入金の利子相当額11億円が加算されることとなった。

(注3) 恒久的な減税のうち国税の減税による交付税減収の補てん分として1兆1,610億円(利払い分を含む)が計上されることとなった。

IV 算定方法の主な改正点

1 基準財政需要額

(1) 費目及び測定単位に関する事項

国の基本方針2001において「国の関与の廃止・縮小に対応して、できるだけ客観的かつ単純な基準で交付税を決定するような簡素な仕組みにしていくべきである」と明記され、基本方針2003においても同様の方針が重ねて示された。これを受けて平成17年度は都道府県分の算定において、各種の費目及び測定単位の統合が行われた。平成18年度の算定では、都道府県分・市町村分ともに算定における費目等の統合は無かったが、都道府県分では補正係数の見直しが進み、市町村分でも都道府県と同様の権限を持つ政令市分から見直しを進めることとされた。

個々の費目及び測定単位の改正点は以下のとおり。

① 国勢調査人口の置き換え

平成18年度の算定においては、人口を測定単

位とする各費目の測定単位が、平成12年国勢調査人口から、平成17年に実施された国勢調査速報値に基づく人口へと置き換えられた。

② 「高齢者保健福祉費」の測定単位の改正

平成14年8月の老人保健法の改正を受けて、「高齢者保健福祉費」のうち老人医療給付費負担金に係る測定単位が改正されている。これは、医療保険改革の一環として後期高齢者への施策の重点化を図る観点から、老人保健法上の老人医療の対象年齢が70歳以上から75歳以上に5年間をかけて段階的に引き上げることとされ、平成14年10月から施行されていることに対する措置である。

具体的には、「高齢者保健福祉費」の老人医療給付費負担金の測定単位について、交付税法第12条第1項及び第2項において70歳以上人口から75歳以上人口に変更する改正を行うとともに、同法附則第6条の2において同測定単位を平成15年度から毎年度段階的に1歳ずつ引き上げ、平成19年度には75歳とする旨の経過措置を講じる改正が行われたものである。これにより、平成18年度の測定単位は平成12年国勢調査における74歳以上人口とされている。

③ 「農業行政費」の測定単位の置き換え

「農業行政費」の測定単位である農家数は、平成18年度の算定から、2000年世界農林業センサスの値から2005年農林業センサスの値に置き換えられた。

なお、2005年農林業センサスによる耕地面積や林野面積が、平成18年度の算定に際して置き換えられた。

(2) 単位費用に関する事項

今年度の単位費用は第7表のとおりである。

ア 主要な改正点

今年度の単位費用に関する主な改正点は、以下のとおりである。なお、①～⑯は経常経費に係るもの、⑰～⑳は投資的経費に係るもの、㉑は公債費に係るものである。

① 「消防費」については、消防防災設備整備費補助金(一部)の一般財源化に伴う増がな

第7表 平成18年度単位費用対前年度比較表

(単位:円、%)

区 分			平成18年度 単位費用	平成17年度 単位費用	増減額 A-B	伸び率 C/B×100	
			A	B	C		
一	消 防	人 口	10,600	10,800	△200	△1.9	
二 土 木 費	1 道 路 橋 り よ う 費	道路の面積	92,800	96,900	△4,100	△4.2	
		道路の延長	299,000	370,000	△71,000	△19.2	
	2 港 湾 費	港係留施設の延長	36,600	37,200	△600	△1.6	
		湾外郭施設の延長	6,140	6,010	130	2.2	
		漁係留施設の延長	13,300	13,600	△300	△2.2	
		港外郭施設の延長	4,810	4,790	20	0.4	
	3 都 市 計 画 費	都市計画区域に おける人口	経 常	1,240	1,270	△30	△2.4
			投 資	545	610	△65	△10.7
	4 公 園 費	人 口	経 常	662	679	△17	△2.5
			投 資	106	118	△12	△10.2
	5 下 水 道 費	面 積	経 常	42,200	44,800	△2,600	△5.8
			投 資	100	100	0	0.0
	6 そ の 他 の 土 木 費	人 口	経 常	2,090	1,660	430	25.9
投 資			357	368	△11	△3.0	
三 教 育 費	1 小 学 校 費	児童数	41,700	43,800	△2,100	△4.8	
		学級数	907,000	969,000	△62,000	△6.4	
		投 資	668,000	671,000	△3,000	△0.4	
		学校数	7,692,000	9,818,000	△2,126,000	△21.7	
	2 中 学 校 費	生徒数	38,100	39,200	△1,100	△2.8	
		学級数	1,126,000	1,167,000	△41,000	△3.5	
		投 資	668,000	671,000	△3,000	△0.4	
		学校数	9,020,000	10,723,000	△1,703,000	△15.9	
	3 高 等 学 校 費	教職員数	7,529,000	7,526,000	3,000	0.0	
		生徒数	53,800	60,900	△7,100	△11.7	
		投 資	28,000	26,600	1,400	5.3	
	4 そ の 他 の 教 育 費	人 口	経 常	6,010	6,170	△160	△2.6
			投 資	190	193	△3	△1.6
公立幼稚園児数			360,000	380,000	△20,000	△5.3	
四 厚 生 費	1 生 活 保 護 費	市部人口	6,790	6,610	180	2.7	
	2 社 会 福 祉 費	人 口	経 常	14,500	12,100	2,400	19.8
			投 資	369	451	△82	△18.2
	3 保 健 衛 生 費	人 口	経 常	4,510	4,330	180	4.2
			投 資	1,450	1,760	△310	△17.6
	4 高 齢 者 保 健 福 祉 費	65歳以上人口	経 常	80,800	78,200	2,600	3.3
			投 資	71,100	62,000	9,100	14.7
(H17は73歳以上⇒)	74歳以上人口	経 常	6,260	6,420	△160	△2.5	
		投 資	365	438	△73	△16.7	
五 産 業 経 済 費	1 農 業 行 政 費	農家数	経 常	69,900	63,200	6,700	10.6
			投 資	25,600	29,000	△3,400	△11.7
	2 商 工 行 政 費	人 口	経 常	1,270	1,230	40	3.3
			投 資	145,000	137,000	8,000	5.8
	3 そ の 他 の 産 業 経 済 費	林業、水産業及び 鉱業の従業者数	経 常	88,800	95,300	△6,500	△6.8
投 資			4,570	4,580	△10	△0.2	
六 そ の 他 の 行 政 費	1 企 画 振 興 費	人 口	経 常	770	970	△200	△20.6
			投 資	7,640	8,060	△420	△5.2
	2 徴 税 費	世 帯 数	経 常	1,680	1,680	0	0.0
			経 常	2,710	2,800	△90	△3.2
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	戸 籍 数	経 常	13,700	12,200	1,500	12.3
			投 資	822	966	△144	△14.9
	4 そ の 他 の 諸 費	人 口	経 常	3,587,000	3,113,000	474,000	15.2
投 資			202,000	234,000	△32,000	△13.7	
七 公 債 費	1 災 害 復 旧 費		950	950	0	0.0	
	2 辺 地 対 策 事 業 債 償 還 費		800	800	0	0.0	
	3 補 正 予 算 債 償 還 費	平成10年度以前許可債に係るもの	800	800	0	0.0	
		平成11年度以降許可債に係るもの	71	71	0	0.0	
	4 地 方 税 減 収 補 て ん 債 償 還 費		24	64	△40	△62.5	
	5 地 域 財 政 特 例 対 策 事 業 債 償 還 費		40	24	16	66.7	
	6 臨 時 財 政 特 例 債		87	87	0	0.0	
	7 財 源 対 策 債 償 還 費		83	85	△2	△2.4	
	8 減 税 補 て ん 債 償 還 費		97	99	△2	△2.0	
	9 臨 時 税 収 補 て ん 債 償 還 費		89	89	0	0.0	
	10 臨 時 財 政 対 策 債 償 還 費		72	72	0	0.0	
	11 地 域 改 善 対 策 事 業 債 償 還 費		800	800	0	0.0	
	12 過 疎 対 策 事 業 債 償 還 費		700	700	0	0.0	
	13 公 害 防 止 事 業 債 償 還 費		500	500	0	0.0	
	14 石 油 コ ン ビ ナ ー ト 等 地 方 債 償 還 費		500	500	0	0.0	
	15 地 震 対 策 事 業 債 償 還 費		500	500	0	0.0	
	16 合 併 特 例 債 償 還 費		700	700	0	0.0	
	17 原 子 力 発 電 施 設 等 立 地 地 域 振 興 債 償 還 費		700	700	0	0.0	
18 災 害 復 興 等 債 利 子 支 払 費		950	950	0	0.0		

されたものの、給与単価の減等により、1.9%の減となっている。

- ② 「都市計画費」については、需用費・委託料の経費節減等により、2.4%の減となっている。
- ③ 「公園費（人口）」「公園費（都市公園の面積）」については、実態調査を踏まえた見直し等により、それぞれ2.5%の減、5.8%の減となっている。
- ④ 「その他の土木費」については、公営住宅家賃対策補助の一般財源化、公営住宅家賃収入補助の完全な一般財源化（平成17年度は半分のみ一般財源化）等に伴い、25.9%の大幅増となっている。
- ⑤ 「小学校費（児童数）」については、平成16年度から、給食関係経費においてアウトソーシングによる効率化を反映した単価を用いる見直しが16年度からの3カ年で段階的に行われていることから、4.8%の減となっている。
また、「小学校費（学校数）」、「中学校費（学校数）」においては、用務員給与費について、その一部を臨時職員による措置に振り替えるとみなした場合の給与単価に設定変更されている（平成16年度からの3カ年で段階的に引き下げ）こと、教育用コンピューター関係経費の減等から、18年度はそれぞれ21.7%の減、15.9%の減となっている。
- ⑥ 「その他の教育費（公立幼稚園児数）」については、給与単価の減、需用費の節減等により5.3%の減となっている。
- ⑦ 「生活保護費」については、扶助費の増により2.7%の増となっている。
- ⑧ 「社会福祉費」については、児童扶養手当・児童手当に係る負担割合の引上げ、児童手当制度の拡充などにより、19.8%の増となっている。
- ⑨ 「保健衛生費」については、国民健康保険に係る基盤安定事業費の増、医療施設等運営費補助金等の一般財源化等により、4.2%の増となっている。

- ⑩ 「高齢者保健福祉費」については、65歳以上人口を測定単位とするものは、介護給付費負担金の増により、3.3%の増となっている。
 - ⑪ 「清掃費」については、平成16年度からごみ収集の経費積算方法についてアウトソーシングを前提とした見直しが段階的に行われていること、収集量の減等により、2.5%の減となっている。
 - ⑫ 「農業行政費」については、測定単位の置き換えに伴う標準団体行政規模の見直し（3,500戸から3,000戸に）や、農業共済事業事務費負担金の一般財源化等により、10.6%の増となっている。
 - ⑬ 「その他の産業経費」については、鉱業従事者数に係る標準団体規模が段階的に見直され、18年度は30人から20人に縮減されている影響や、法定森林病虫害等駆除費補助金等の一般財源化等により、5.8%の増となっている。
 - ⑭ 「徴税费」については、税収増に伴う都道府県民税徴収取扱交付金収入（特定財源）の増等により、5.2%の減となっている。
 - ⑮ 「戸籍住民基本台帳費（世帯数）」については、リース料の経費節減等により、3.2%の減となっている。
 - ⑯ 「その他の諸費（人口）」については、職員数の見直しによる減があるものの、決算かい離是正分の計上等により、12.3%の増となっている。「その他の諸費（面積）」については、決算かい離是正分の計上等により、15.2%の増となっている。
- 以下は、投資的経費についてである。
- ⑰ 「港湾費（港湾分）」「港湾費（漁港分）」については、補助事業費・単独事業費の減があるものの、平成14年度以降の財源対策債に係る事業費補正分からの振替分の増により、それぞれ2.2%の増、0.4%の微増となっている。
 - ⑱ 「下水道費」については、平成14年度許可債から事業費補正の算入率の引き下げにより標準事業費方式で算定される額が大きくなっ

ていることを反映し、7.8%の増となっている。

- ①⑨ 「小学校費」「中学校費」については、標準的な施設の再建築価格を耐用年数で除して算定する方式で単位費用が積算されているが、再建築価格の節減に伴い、それぞれ0.4%の減となっている。
- ②⑩ 「高等学校費」については、「小学校費」等と同様の要因に加えて、公立学校等施設整備費補助金（一部）の一般財源化により、5.3%の増となっている。
- ②⑪ 「その他の産業経済費」については、経常経費と同様、鉱業従事者数に係る標準団体規模の段階的な見直しによる増の一方で、事業費の減により、6.8%の減となっている。
- ②⑫ 「企画振興費」については、事業費の減、旧地域総合整備事業債元利償還金の減等により、20.6%の大幅な減となっている。
- ②⑬ 公債費の単位費用は、理論償還表上の償還の進行に伴う増減を反映するものであり、基準となる許可債の年次進行により「地域財政特例対策事業債償還費」が増加している。

イ 給与改善費及び追加財政需要額

給与改善費については、平成18年度の国の予算においても計上しないこととされたことを踏まえ、地方財政計画においても計上されなかった。したがって、給与改善費については、基準財政需要額に算入しないこととされた（平成15年度より同様の措置）。

給与改善費及び追加財政需要額の対前年度比

	18年度	17年度
給与改善費	—	—
追加財政 需 要 額	5,700億円	5,700億円
（対災害分）	600億円	600億円
（対その他分）	5,100億円	5,100億円
	※	※
合計	5,700億円	5,700億円

※ 平成16年度から、「その他分」の概ね2分の1程度を経常経費の各費目の基準財政需要額に算入

追加財政需要額については、年度途中における予測しがたい財政需要に備えるため、地方財政計画には前年度と同額の5,700億円計上された。平成18年度においては、地方財政計画計上額のうち災害分を除くものの概ね2分の1程度が各費目の給与関係経費に応じて基準財政需要額に算入されている（平成16年度より同様の措置）。

(3) 補正に関する事項

今年度の補正に関する主な改正点は、以下のとおりである。

① 態容補正

ア 普通態容補正

普通態容補正に用いられている共通係数は、各費目に共通する「行政の一般的質量の差」を反映させるもので、その基礎に給与差を用いている。また、個別係数は、各費目に固有の行政の質量差を反映させるものである。

共通係数は、給与構造改革に伴い、平成18年度の算定において大きく変更された。すなわち、給与構造改革により、民間賃金の地域格差が適切に反映できるよう、調整手当が廃止され、地域手当が支給されるようになった。これに伴い、平成17年度までは種地別に共通係数が算出されていたが、18年度から地域手当の支給割合に基づいて定める「地域手当の級地」別に共通係数を設定することとされた。

地域手当の級地は、支給割合により1級地から6級地まで及び無級地の7級地に区分される。地域手当の級地の区分と地域手当の支給割合は次のとおりとされている。

地域手当の級地	地域手当の支給割合
1級地	18%
2級地	15%
3級地	12%
4級地	10%
5級地	6%
6級地	3%
無級地	(非支給地域)

ただし、最長平成21年度までの間、国家公務員の地域手当の支給割合については、従前の調

整手当の支給割合と地域手当の支給割合の差異が段階的に縮小するよう経過措置が講じられることから、それまでの間においては、当該経過措置による支給割合を反映した「地域手当の級地区分」別に共通係数を設定することとされた。

各市町村の「地域手当の級地区分」は給与情報（平成17年9月26日総務省給与能率推進室第7号）に示された各市町村の地域手当支給割合及び調整手当支給割合に基づき定められている。

平成18年度の「地域手当の級地区分」別の共通係数は、経過措置による地域手当の支給割合のほか、地方公務員給与実態調査結果を踏まえた本俸等の額に基づき、次のとおり算出されている（参考に道府県分の共通係数も示す）。

地域手当の級地区分	共通係数	
	市町村分	道府県分
1級地－1	1.113	1.057
2級地－1	1.098	1.049
2級地－2	1.053	1.027
2級地－3	1.038	1.019
3級地－1	1.092	1.046
3級地－2	1.062	1.031
3級地－3	1.039	1.020
3級地－4	1.024	1.012
4級地－1	1.084	1.042
4級地－2	1.061	1.031
4級地－3	1.039	1.020
4級地－4	1.024	1.012
5級地－1	1.063	1.032
5級地－2	1.048	1.024
5級地－3	1.033	1.017
5級地－4	1.010	1.005
6級地－1	1.030	1.015
6級地－2	1.023	1.012
6級地－3	1.008	1.004
無級地－1	1.001	1.001
無級地－0	0.994	0.994

これに対して、個別係数については、従前どおり種地別に算定することとされた。ただし、平成17年度まではI－10種地・I－9種地及びI－8種地においては、調整手当の支給割合に

対応した細区分が設けられていたが、給与差については地域手当の級地区別の共通係数により反映することとされたため、細区分が廃止されている。

また、平成18年度より、個別係数については地方財政計画における一般行政経費の抑制、最近の決算の状況、地方団体の予算計上におけるシーリングの状況等を勘案して、3年間で10%程度の一律削減を行うこととされた。

個々の費目の改正点は以下のとおりである。

「消防費」において、「消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令」に基づき指定された町村以外の町村等に対する行政権能差による補正（乗率0.4）は平成15年度をもって廃止された。新たに、消防本部及び消防署を置き消防活動を開始している市町村以外の市町村に対する補正率が平成16年度から設けられたが、平成18年度においては、この補正率が0.7に引き上げられた（平成17年度0.6）。

「下水道費」の投資的経費において、補正による影響がわずかであること、人口一人当たり繰出額と種地との相関が低くなっていることから、平成17年度から2年間で段階的に廃止することとされており、平成18年度をもって廃止された。

「小・中学校費」において、これまで児童・生徒数を測定単位とするもの、学級数を測定単位とするもの、学校数を測定単位とするものそれぞれに適用されてきた普通態容補正の個別係数について、コンピュータ経費など単位費用の経費に都市化の程度に応じた物価差が認められなかったため、平成16年度から3年間で段階的に廃止することとされた。平成18年度は、この方針に従い個別係数が廃止された。

「生活保護費」において、扶助費の基準単価差を種地別に単価差率を設けて反映することとされているが、平成18年度においても厚生労働省の扶助基準に基づき種地ごとの単価差が見直されている。

「社会福祉費」において、児童福祉法の改正

により平成18年度より政令で定める市については児童相談所を設置することができることとなったことに伴い、児童相談所設置市の行政権能差による増加需要額を算入することとされている。

「清掃費」において、ごみ収集経費については、民間委託の場合の経費を算定の基礎としていくこととし、平成16年度からの3年間で見直しを行うこととされている。これは、種地区分が高い団体において収集単価が高い傾向にあることから、単位費用の引き下げと併せて個別係数の引き下げが行われるもので、平成18年度はその最終年度に当たる。

「戸籍住民基本台帳費（戸籍数・世帯数）」においては、個別係数を平成16年度から3年間で段階的に廃止することとされ、平成18年度はその最終年度にあたる。これは、個別係数設定の根拠である取扱事務件数に都市化の程度による差が認められないことを受けた措置である。

イ 経常態容補正

経常態容補正は、人口の年齢別構成等、市町村の種地または級地と関係のない態容に基づく行政経費の差異のうち、経常経費に係るものを需要額に反映するための補正である。

また、平成17年度から新たに経営努力に対応した基準財政需要額の増減を行う算定が、経常態容補正により行うこととされた（行革インセンティブ算定）。従来、基準財政需要額は、地方財政計画における地方公務員の削減や、道路の維持管理・庁舎管理・ごみ収集業務等の民間委託等による経費削減を前提として算定されている。これに対して、市町村がより一層の行革を行うことにより経費を節減した場合には、その分、地方交付税が削減されるのではなく、他の施策の財源が確保される仕組みとなっている。この意味で、地方交付税制度は行革努力を引き出す仕組みとなっている。

このような仕組みに加えて、地方団体により徹底した行革の推進が求められていることや、地方交付税の算定について、行政運営の効率

化・合理化の要請の反映や地方団体の課税努力等の自助努力を更に促すような仕組みの検討が求められていることを踏まえ、平成17年度より行革インセンティブ算定が導入された。

平成18年度においては、これが更に拡充され、新たに「企画振興費」において、経常態容補正Ⅱが創設された。これは、行政改革に積極的に取り組んでいる団体は、単に経費の削減のみを目的としているのではなく、それにより捻出した財源を活用して地域振興施策の展開に努めているという状況を踏まえ、地域振興関係経費について、行革の実績を示す指標に応じて算定を行うこととされたものである。

また、平成18年度地方財政計画における決算かい離是正の影響を調整するため、「その他の諸費（人口）」及び「その他の諸費（面積）」において経常態容補正が新設された。

個々の費目の改正点は、以下のとおり。

「その他の産業経済費」の経常態容補正は、林業、漁業及び鉱業の各産業別従業者1人当たりの所要一般財源の差を反映するために設けられたものであるが、単位費用における措置状況を基に、所要の改正が行われたものである。

「企画振興費」においては、上述のとおり行革努力による地域振興への取組強化に伴い、地域振興関係経費について、歳出削減の実績を示す指標に応じて算定することとされた。具体的には、人件費等の対象経費の削減率が全国平均を上回る団体について、地域振興関係経費を割り増す補正係数が新設された。

<算式>

$$\{A \times (X1 * Y1 + X2 * Y2) \times (\alpha - 1)\} / A \times 4,570円$$

A：当該市町村の測定単位（人口）

4,570円：単位費用

Xn：単位費用中の地域振興関係経費の額

Yn：Xnに適用される連乗補正係数

α：対象経費（人件費（退職金を除き、投資的経費のうちの人件費を含む）、物件費、維持補修費、補助費等及び繰出金）に係る当該

団体の削減率が、全国平均の削減率を上回ることによる割増係数 ($1 < \alpha \leq 2$)

α の算式は、その他の諸費（人口）の行革インセンティブ算定に用いる「符号 α 」の算式と同じ

なお、条件不利地域において行革努力を行いつつ、地域振興を積極的に行っている市町村については、更なる割増を行うこととされた。具体的には、i) 財政力指数が全国平均未満、ii) 税収が増加、iii) 第一次産業就業者比率が全国平均超の三条件の全てを満たす市町村について、符号 α の値が2倍にされている（府内市町村該当なし）。

「徴税费」においては、行革努力を反映させるため、平成17年度から経常態容補正が適用されている。具体的には、単位費用において措置された「徴税強化に要する経費」の2分の1相当額について、①当該団体の徴収率の増減（符号 α ）と、②当該団体の徴収率と全国平均の徴収率との差（符号 β ）を均等に反映することとされている。

<算式>

$$A + B \times [0.5 \times \{(\alpha + \beta) + 1\} + 0.5 \times \gamma]$$

A：単位費用に占める徴税強化に要する経費以外の経費の割合（9821/10000）

B：単位費用に占める徴税強化に要する経費の割合（179/10000）

α ：前3年平均の徴収率よりも上昇（下落）することによる割増（割落）係数

算式： $\{(\text{n}-2)$ 年度の徴収率－

$$(\text{n}-5 \sim \text{n}-3)$$
 年度の平均徴収率} $\times 0.5$

β ：全国平均の徴収率より高い（低い）ことによる割増（割落）係数

算式： $\{(\text{n}-2)$ 年度の徴収率－

$$(\text{n}-2)$$
 年度の全国平均徴収率} $\times 0.5$

γ ：徴税強化に要する経費の標準団体一般財源の2分の1（世帯数37,000世帯段階においては5,000千円）相当額を基準として、世

帯数段階に応じて設定された額（300千円～17,600千円）を算入するための係数

「その他の諸費（人口）」においては、平成17年度から行革努力を反映させるため経常態容補正Ⅰが適用されている。具体的には、単位費用において措置された「歳出削減の取組強化に要する経費」の2分の1相当額について、歳出削減の実績を示す指標（符号 α ）に応じて割増し又は割落としが行われる。

<算式>

$$A + B \times (\alpha \times 0.5 + \beta \times 0.5)$$

A：単位費用に占める歳出削減の取組強化に要する経費以外の経費の割合（9833/10000）

B：単位費用に占める歳出削減の取組強化に要する経費の割合（167/10000）

α ：対象経費（人件費、物件費等）に係る当該団体の増減率が、全国平均の増加率より低い（高い）ことによる割増（割落）係数（ $0 \leq \alpha \leq 3$ ）

算式：1 +

（全国平均増減率－当該団体増減率）

β ：歳出削減の取組強化に要する経費の標準団体一般財源の2分の1（人口10万人段階においては10,000千円）相当額を基準として、人口段階に応じて設定された額（1,700千円～66,700千円）を算入するための係数

また、平成18年度における地方財政計画と決算のかい離是正を調整するため、単位費用にかい離是正に係る経常経費の需要額を一括して算入した上で、決算かき離是正により基準財政需要額が変動して財政運営に支障が生じることのないよう、経常態容補正Ⅱを適用することとされた。

具体的な経常態容補正Ⅱの算式は次のとおりとされた。

<算式>

$$\alpha \times 0.0716 \text{【均等割】} + \beta \times 0.0536 \text{【人口割】}$$

α ：標準団体の均等割算入額（98,000千円）を基準として、人口段階に応じて設定した額を算入するための係数

β ：その他の諸費（人口）の段階補正係数

「その他の諸費（面積）」について、平成18年度から決算かい離是正に対応して、経常態容補正Ⅱが新設されている。

具体的な経常態容補正Ⅱの算式は次のとおりとされた。

<算式>

$\alpha / 0.003$ ただし、 $0.5 \leq (\alpha / 0.003) \leq 2.0$

α ：当該市町村の面積／当該市町村の人口

0.003： α の全国平均

② 段階補正

段階補正は、人口等の測定単位の増減に応じて、単位当たりの費用が割安又は割高になることを補正するものである。ここ数年、三位一体の改革に伴い国庫補助負担金の一般財源化が増えていることから、段階補正係数等の設定について注意が必要となっている。

一般財源化分について実績に応じた算定がなされる場合には、単位費用に所要経費を算入した上で、実績を反映する指標を用いて単位費用による算入額を加減する密度補正（調整）が適用される場合が多い。この場合、調整密度補正の算式において、単位費用算入分が控除されるが、この控除される額は段階補正や普通態容補正が加味されず単純に測定単位に比例するため、段階補正・普通態容補正による割増し・割落としが密度補正対象経費に生じないようにしなければならない。

例えば、人口を測定単位とする費目で一般財源化分需要額が新たに密度補正の対象とされる場合には、段階補正の人口段階別財政需要額の算出に際して密度補正対象経費が人口比例で積算されるとともに、態容補正において個別（割増）係数の対象から除外される。この結果、段階補正では人口比例経費の割合が増加することにより、人口規模が大きい団体ほど係数が高くなり、普通態容補正係数では個別係数が小さくなる等の増減が生じる。これらの増減は、当該経費を密度補正において的確に算定するためのものであり、個別市町村の需要額に有利不利を生じさせる性格のものではないことに注意する必要がある。

③ 数値急増補正

ア 人口急増補正Ⅰ

人口急増補正Ⅰについては、従来、人口を測定単位とする経常経費に適用され、各費目において補正が行われていたが、平成10年度から「その他の諸費（人口）（経常）」において包括的に算入されている。

本補正は、測定単位である人口の国勢調査時から今年度の算定基準日である平成18年4月1日までの人口の増加を反映させるもので「数値代置方式」と呼ばれている。

平成12年度までは全国平均増加率以上の団体が対象とされていたが、人口全体の増加率が以前より低くなっていること等から、平成13年度より、住民基本台帳登録人口の増加率が人口増加団体における平均増加率を超える団体についてのみ適用することとされた。今年度は、平成17年9月30日から平成18年3月31日までの住民基本台帳登録人口の増加率が人口増加団体における平均増加率（1.003）を超える市町村について適用されている。

○算式

$$\text{人口急増補正Ⅰ係数} - 1 = \left(\frac{A}{B} - 1.003 \right) \times \alpha$$

[算式の符号]

A：平成18年3月31日現在の住民基本台帳登録人口

B：平成17年9月30日現在の住民基本台帳登録人口

α ：4.6

イ 人口急増補正Ⅱ

人口急増補正Ⅱについても、平成10年度より人口急増補正Ⅰと同様に、「その他の諸費（人口）（投資）」において包括的に算入されており、人口が一定の率以上増加している市町村に対して投資的経費を割増算入するために適用されている補正である。

人口急増補正Ⅰと同様に、平成17年9月30日から平成18年3月31日までの住民基本台帳登録人口の増加率が人口増加団体における平均増加

率（1.003）を超える市町村について適用されている。

○算式

$$\text{人口急増補正Ⅱ係数} - 1 = \left(\frac{A}{B} - 1.003 \right) \times \alpha$$

〔算式の符号〕

A：平成18年3月31日現在の住民基本台帳
載人口

B：平成17年9月30日現在の住民基本台帳
載人口

α ：2.9

ウ 65歳以上人口急増補正Ⅰ

65歳以上人口急増補正Ⅰは、65歳以上人口を測定単位とする「高齢者保健福祉費（65歳以上人口）（経常）」に適用される。その考え方は、人口急増補正Ⅰと同様「数値置き方式」であり、国勢調査以降の65歳以上人口の増加に伴う財政需要の増加を基準財政需要額に反映させるための補正である。

平成13年度までは住民基本台帳登録65歳以上人口が全国平均増加率を超える団体について対象とされていたが、平成14年度より同人口の増加団体における平均増加率（平成18年度については1.154）を超える市町村に適用されることとなった。

なお、この補正は、「高齢者保健福祉費」が創設された平成6年度から適用されているが、当時は算定年度の4月1日の数値を用いて算定していた密度補正が適用される経費が、当該費目の需要額に占める割合が低かったため、単位費用全体に乗じられてきた経緯がある。しかしながら、近年、密度補正経費の割合が急増していることから、平成16年度より急増補正の割増対象は密度補正が適用されない単位費用部分に限定されており、平成18年度においては0.446（昨年度0.467）を乗じて算出されている。

○算式

$$\begin{aligned} \text{65歳以上人口急増補正Ⅰ係数} - 1 &= \left(\frac{A}{B} - 1.154 \right) \\ &\times 0.446 \end{aligned}$$

〔算式の符号〕

A：平成18年3月31日現在の65歳以上の住民
基本台帳登録人口

B：平成13年3月31日現在の65歳以上の住民
基本台帳登録人口

$$0.446 = \frac{\text{標準団体一般財源 (1,696,787千円)} - \text{急増補正対象外経費 (940,101千円)}}{\text{標準団体一般財源 (1,696,787千円)}}$$

エ 65歳以上人口急増補正Ⅱ

65歳以上人口急増補正Ⅱについては、「高齢者保健福祉費（投資）」に適用される。その考え方は人口急増補正Ⅱと同様で、65歳以上人口が一定の率以上増加している市町村に対して投資的経費を割増算入するためのものである。

また、65歳以上人口急増補正Ⅰと同様に、増加率が全国平均（1.154）を超える市町村に適用されている。

○算式

$$\text{65歳以上人口急増補正Ⅱ係数} - 1 = \frac{A}{B} - 1.154$$

〔算式の符号〕

A：平成18年3月31日現在の65歳以上の住民
基本台帳登録人口

B：平成13年3月31日現在の65歳以上の
住民基本台帳登録人口

オ 74歳以上人口急増補正Ⅰ

74歳以上人口急増補正Ⅰは、74歳以上人口を測定単位とする「高齢者保健福祉費（74歳以上人口）（経常）」に適用される。その考え方は、人口急増補正Ⅰと同様「数値置き方式」であり、国勢調査以降の74歳以上人口の増加に伴う財政需要の増加を基準財政需要額に反映させるための補正である。

この補正は、本来であれば74歳以上人口の住民基本台帳登録人口の増加率を用いて算定されるべきであるが、各市町村においては5年刻みの人口段階で統計処理しており、1年刻みでの数値を使うことは事務負担が大きいことから、住民基本台帳登録の75歳以上人口の増加率を指標として74歳以上人口急増補正Ⅰが行われるこ

ととなった。

なお、この急増補正についても他の急増補正と同様に、平成13年3月31日から平成18年3月31日までの75歳以上人口の増加団体の平均増加率（1.274）を超える市町村について適用されている。

○算式

$$74\text{歳以上人口急増補正 I 係数} - 1 = \frac{A}{B} - 1.274$$

[算式の符号]

A：平成18年3月31日現在の75歳以上の住民基本台帳登録人口

B：平成13年3月31日現在の75歳以上の住民基本台帳登録人口

カ 世帯数急増補正

世帯数急増補正は、世帯数を測定単位とする経常経費（「徴税费」及び「戸籍住民基本台帳費（世帯数）」）に適用され、その考え方は人口急増補正 I と同様の「数値代替方式」であり、世帯数の増加に伴う財政需要の増加を基準財政需要額に反映させるための補正である。

平成13年度までは全国平均増加率以上の世帯数増加団体が対象であったが、平成14年度から、平成12年9月30日から平成18年3月31日までの住民基本台帳登録世帯数の増加率が世帯数増加団体における平均増加率（1.069）を超える市町村に適用されている。

○算式

$$\text{世帯数急増補正係数} - 1 = \frac{A}{B} - 1.069$$

[算式の符号]

A：平成18年3月31日現在の住民基本台帳登録世帯数

B：平成12年9月30日現在の住民基本台帳登録世帯数

④ 数値急減補正

ア 人口急減補正

人口急減補正については、人口を測定単位とする経常経費に適用され、平成10年度より人口急増補正と同様に、「その他の諸費（人口）（経

常）」において包括的に算入されている。

本補正は、人口の急減する市町村が、人口変動の少ない同規模の市町村に比べて、経常経費に係る人口1人当たりの単価が割高となるため、減少人口の一定割合を復元させるためのものである。

これは、人口が急減する市町村では、人口減少に応じて直ちに経費の削減を図ることは困難であり、測定単位の減少に即応して基準財政需要額が減少すると、財政運営に支障を来す恐れがあることから激変緩和措置として設けられているものである。

以前は、昭和55年国勢調査人口から平成12年国勢調査人口の減少数を復元する算式（旧算式 I）と、平成7年国勢調査人口から平成12年国勢調査人口の減少数を復元する算式（旧算式 II）に基づき、「その他の諸費（人口）」において6費目分が一括して措置されてきた。平成14年度以降、旧算式 I の復元率は段階的に縮減され、平成17年度に旧算式 II 分のみ一本化された。

平成18年度においては、平成12年国勢調査人口から平成17年国勢調査人口への置き換えが行われることに伴い、平成12年国勢調査人口から平成17年国勢調査人口の減少数を復元するものに改められている。その復元率は90%である。

なお、対象は人口減少団体の平均減少率（1.028）を超える団体とされている。

○算式

$$\text{人口急減補正係数} - 1 = (B/A - 1.028) \times 3.9 \times \alpha$$

(注) 負数になる場合は0とする。

[算式の符号]

A：平成17年国勢調査人口

B：平成12年国勢調査人口

α ：0.9

イ 学級数・学校数急減補正

学級数・学校数急減補正は、測定単位である「学級数・学校数」の急激な減少に伴う需要額の激変緩和措置として適用される。具体的には算定年

度の学級数・学校数が前年から3年前までの各年度の数をいずれも下回る団体について、前年の減少分の90%、2年前の減少分の60%、3年前の減少分の30%がそれぞれ復元されるものである。

○算式

学級数（学校数）急減補正係数-1 =

$$\frac{1}{A} \times \{ (B-A) \times 0.9 + (C-B) \times 0.6 + (D-C) \times 0.3 \}$$

(注) (B-A)、(C-B)、又は (D-C) が負数となるときは、それぞれ0とする。

Aの数值がB、C、Dのいずれの数值以上となるときは (B-A)、(C-B)、(D-C) は0とする。

[算式の符号]

A：測定単位の数值（学級数・学校数）

B：平成17年5月1日現在の測定単位の数值（学級数・学校数）

C：平成16年5月1日現在の

D：平成15年5月1日現在の

ウ 農家数急減補正

農家数急減補正は、測定単位である「農家数」の置き換えに伴う「農業行政費」の激変緩和措置として適用されるものであり、平成18年度より、農林業センサスの更新に伴い、2000年世界農林業センサスによる農家数と2005年農林業センサスによる農家数を比較し、その間の減少数の一定割合が復元されることとなった。その復元率は90%である。

○算式

農家数急減補正係数-1 = $\{ (B-A) / A \} \times 0.9$

[算式の符号]

A：2005年農林業センサスによる農家数

B：2000年世界農林業センサスによる農家数

エ 従業者数急減補正

従業者数急減補正は、測定単位である「林業・水産業及び鉱業の従業者数」の置き換えに伴う「その他産業」における激変緩和措置として適用されるものである。平成7年国勢調査の数值を基礎として、平成12年国勢調査の数值との差に各産業の従業者1人当たりの所要一般財源の差を反映させ、それぞれ復元率を乗じて得た数值を基礎としている。平成18年度の復元率は10%（平成17年度20%）である。

○算式

数值数急減補正係数-1 =

$$1 / A \{ (E / B - 1.483) \times B \times 4.29 + (F / C - 1.240) \times C \times 0.26 + (G / D - 1.489) \times D \times 0.01 \} \times 0.1$$

[算式の符号]

A：平成12年国勢調査による「林業、漁業及び鉱業の就業者数」

B：平成12年国勢調査による「林業の就業者数」

C：平成12年国勢調査による「漁業の就業者数」

D：平成12年国勢調査による「鉱業の就業者数」

E：平成7年国勢調査による「林業の就業者数」

F：平成7年国勢調査による「漁業の就業者数」

G：平成7年国勢調査による「鉱業の就業者数」

第8表 数值急増・急減補正による増加需要額（府内市町村）

(単位:百万円、%)

区分	平成18年度(イ)			数值急減補正	平成17年度(ロ)			数值急減補正	増減額(ハ)				増減率			
	数值急増補正				数值急増補正				(イ)-(ロ)				(ハ)/(ロ)			
	経常経費	投資的経費	計		経常経費	投資的経費	計		数值急増補正			数值急減補正	数值急増補正			数值急減補正
									経常	投資	計		経常	投資	計	
大都市	732	21	753	46	502	18	520	62	230	3	233	△15	45.8	17.9	44.9	△24.7
都市	3,915	112	4,027	463	3,013	107	3,121	184	902	5	907	279	29.9	4.3	29.1	152.1
町村	135	3	138	205	105	3	108	37	30	0	30	168	28.5	1.7	27.8	455.5
市町村計(除大都市)	4,050	115	4,165	668	3,118	110	3,228	221	932	5	937	448	29.9	4.2	29.0	202.9
府計	4,782	136	4,918	714	3,620	128	3,748	282	1,162	8	1,170	432	32.1	6.1	31.2	153.2

(注) 端数処理のため、計と一致しないことがある。

第9表 平成18年度密度補正単価等(対前年度比較)

(単位:円/%)

費目	測定単位	密度補正区分	事項	18年度	17年度	差引	増減率					
				A	B	A-B C	C/B					
下水道費	人口		排水人口	666	683	△17	△2.5					
			排水面積(千㎡当たり)	4,140	4,290	△150	△3.5					
小学校費	児童数		スクールバス・ポート	5,647,000	5,825,000	△178,000	△3.1					
中学校費	生徒数		スクールバス・ポート	5,647,000	5,825,000	△178,000	△3.1					
その他の教育費	人口	II	市町村立大学学生	医学部 理学系学部 文科系学部 家政系及び芸術系学部	4,306,000 1,572,000 273,000 969,000	4,499,000 1,706,000 308,000 1,029,000	△193,000 △134,000 △35,000 △60,000	△4.3 △7.9 △11.4 △5.8				
			市町村立特殊教育諸学校	幼稚部幼児数 小・中学部児童生徒数 高等部(本科)生徒数 " (別科・専攻科)生徒数	92,000 464,000 700,000 834,000	104,000 481,000 717,000 851,000	△12,000 △17,000 △17,000 △17,000	△11.5 △3.5 △2.4 △2.0				
			私立幼稚園幼児(3~5歳児の合計数)		23,100	22,500	600	2.7				
			生活保護費	市部人口		被生活保護者	153,300	152,900	400	0.3		
			社会福祉費	人口		保育所児童1人当たり所要運営費	公立	指定・中核市 その他団体	510,815 504,681	492,960 486,957	17,855 17,724	3.6 3.6
							私立	指定・中核市 その他団体	261,946 140,862	254,233 137,189	7,713 3,673	3.0 2.7
						知的障害者援護施設措置者1人当たり所要運営費	市	975,943	1,195,338	△219,395	△18.4	
町村	616,385	597,669					18,716	3.1				
児童手当分 児童扶養手当分		9,584 17,068				- -	9,584 17,068	100.0 100.0				
保健衛生費	人口	I	診療所		7,100,000	7,100,000	0	0.0				
			簡易水道等給水人口		4,621	4,688	△67	△1.4				
			簡易水道高料金対策	資本費単価 132円/㎡を超える部分の資本費	算入率 0.5	算入率 0.5						
			簡水債元利償還金・許可額(平成3年度以降許可債)	(未普及解消緊急対策事業上乘せ分)	算入率9/40(ただしH13許可債までは1/4)	算入率9/40(ただしH13許可債までは1/4)						
			市町村立病院病床		489,000	519,000	△30,000	△5.8				
			市町村立大学附属病院病床		293,400	311,400	△18,000	△5.8				
			市町村立リハビリ病院病床		293,400	311,400	△18,000	△5.8				
			病院事業債元利償還金繰出基準額(平成3年度以降平成13年度以前許可分)		算入率 0.6	算入率 0.6						
			(平成14年度以後許可分)		算入率 0.45	算入率 0.45						
			市町村立大学附属病院事業債元利償還金繰出基準額(平成5年度以降平成14年度以前許可債)		算入率 0.4	算入率 0.4						
			(平成15年度許可分(平成14年度基本設計等着手分))		算入率 0.3	算入率 0.3						
			(平成15年度以後許可分)		算入率 0.225	算入率 0.225						
			水源開発等に係る繰出基準額		算入率 0.5	算入率 0.5						
			上水道高料金対策	(資本費単価 175円/㎡を超える部分の資本費)	算入率 0.5	算入率 0.5						
			一般会計出資債元利償還金・許可額(高度浄水・老朽管更新分を含む)		算入率 0.45	算入率 0.45						
看護師養成所生徒数		753,000	798,000	△45,000	△5.6							
保健福祉費	人口	II	【国保基盤安定繰出分】									
			補正後保険料軽減者1人当たり市町村負担額(均等割相当分)	2,898	2,718	180	6.6					
			補正後保険料軽減世帯1世帯当たり市町村負担額(平等割相当分)	2,481	2,328	153	6.6					
			補正後保険料軽減者(保険者支援分)	2,013	2,001	12	0.6					
			【人件費・助産費・光熱水費等需要費一般財源化分】									
			一般被保険者	4,200	3,986	214	5.4					
【国保安定化支援繰出分】												
老人ホーム被措置者(養護)		2,101,000	2,123,000	△22,000	△1.0							
居宅介護サービス受給者(給付費分)		164,300	139,100	25,200	18.1							
施設介護サービス受給者(給付費分)		467,500	527,100	△59,600	△11.3							
介護サービス受給者(介護保険事務費分)		18,700	18,900	△200	△1.1							
生活支援ハウス1施設当たりの運営費単価(利用見込数5人/月以下の施設)		3,865,000	4,224,000	△359,000	△8.5							
生活支援ハウス1施設当たりの運営費単価(利用見込数6~10人/月の施設)		4,986,000	5,449,000	△463,000	△8.5							
生活支援ハウス1施設当たりの運営費単価(利用見込数が11人/月以上の施設)		7,854,000	8,583,000	△729,000	△8.5							
清掃費	人口		入湯税納税義務者	6,260	6,420	△160	△2.5					
農業行政費	農家数		農業共済事業に係る引受戸数1戸あたりの事務費単価	14,950	-	14,950	100.0					
その他の産業経済費	林・水・鉱業の従業者数		市町村所有森林面積(1ha当たり)	18,600	18,600	0	0.0					
企画振興費	人口	II	外国青年招致人員		5,900,000	5,900,000	0	0.0				
			米軍人口		67,000	67,000	0	0.0				
			米軍基地面積(1km ² 当たり)		6,200,000	6,200,000	0	0.0				
その他の諸費	人口		自衛隊基地面積(1km ² 当たり)	800,000	800,000	0	0.0					

※上記以外に、三位一体の改革による国庫補助負担金の一般財源化に伴って、小・中学校費(要保護・準要保護児童生徒援助費補助金)・その他の土木費(公営住宅家賃対策等補助)で密度補正が新設された。

〔数値急増・急減補正による今年度の府内の増加
需要額は第8表のとおりである。〕

⑤ 密度補正

今年度の密度補正単価は第9表のとおりで、主な
改正点は次のとおりである。

ア 下水道費

維持管理経費の実態を反映させるため、排水人口・排水面積・施設の種類による密度補正が適用されているが、今年度も実態を勘案し、排水人口当たり単価と排水面積当たり単価、公共下水道に対する各施設の維持管理経費比率が次のとおり見直された。

区 分		17年度	18年度
農業集落 排水施設	排水人口当たり	1.28	1.36
	排水面積当たり	0.32	0.35
漁業集落 排水施設	排水人口当たり	1.66	1.74
	排水面積当たり	0.57	0.69
林業集落 排水施設	排水人口当たり		
	排水面積当たり		
簡易排水 処理施設	排水人口当たり	1.98	2.14
	排水面積当たり	0.49	0.52
小規模集 合排水処 理施設	排水人口当たり		
	排水面積当たり		

なお、排水人口で算入される需要額と排水面積で算入される需要額の比率は、昨年度と同様0.50：0.50とされた。

イ 農業行政費

農業共済事業事務費負担金は、農業災害補償法に基づき、農業共済組合等及び農業共済組合連合会が行う事務費を負担するものである。同法上、一定の農業共済組合においては事業を市町村に移譲することができることされており、農業共済組合から市町村に移譲された事業に係る事務費負担金55億円が一般税源化された。

一般財源化額は少額であるが、関係市町村が約300団体に限られ、地域的な偏在が大きいことから、農業行政費の単位費用において一般財源化に伴う所要経費の全額を算入した上で、事業規模（負担金実績）との相関性が高い「引受延べ戸数」

第10表 「農業行政費」密度補正の算式

$$\begin{aligned}
 (\text{密度補正係数}-1) &= \frac{1}{A \times 69,900\text{円}} \\
 &\times \left(14,950\text{円} \times B - 5,825,000\text{円} \times \frac{A}{3,000\text{戸}} \right)
 \end{aligned}$$

【算式の符号】
A: 当該市町村の測定単位(農家数)
69,900円: 単位費用
B: 当該市町村の引受延べ戸数
5,825,000円: 標準団体の一般財源化に伴う所要経費
3,000戸: 標準団体の農家数

を用いた密度補正が適用されている。(第10表)

なお、府内市町村において、農業共済事業を実施している団体はない。

ウ その他の土木費

公営住宅家賃対策等補助のうち公営住宅法に基づく国庫補助負担分（平成17年度以前に管理開始された公営住宅に係るものに限る。）、旧公営住宅法に基づく家賃対策補助分及び平成6年度から平成15年度までに供給計画の認定を受けた特定目的借上公共賃貸住宅等分の620億円が一般財源化された。この補助は、都道府県、市町村のいずれもが対象となっていたことから、それぞれのその他の土木費の単位費用において一般財源化に伴う必要経費の全額を算入した上で、補助金額の算出に用いられている近傍同種の住宅の家賃や入居者負担基準額等を用いた密度補正が適用されることとなった。(第11表)

なお、昨年度は公営住宅家賃収入補助として、国庫補助総額641億円の2分の1に当たる320億円が、今年度は残り2分の1の320億円が一般財源化されている。

エ 生活保護費

生活扶助基準の改定等に伴い、被生活保護者1人当たり単価、各種扶助間の単価差率及び各種扶助人員の推計伸び率について改定が行われた。

オ 社会福祉費

a 児童扶養手当

児童扶養手当は、離婚による母子世帯等、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活安定と自立促進のために、当該児童の養育者に支給されるものであり、支給主体は都道府県（町村分）又は市（市分）となっている。

第11表 「その他の土木費」密度補正の算式

$$\begin{aligned}
 (\text{密度補正係数}-1) &= \frac{1}{A \times 2,090\text{円}} \\
 &\quad \times (\text{家賃収入補助相当額B} + \text{家賃対策等補助相当額C} \\
 &\quad - 50,800\text{千円} \times \frac{A}{100,000\text{人}}) \\
 \text{※C} &= \Sigma (D-E) \times \alpha \times 12 \times 1.022
 \end{aligned}$$

【算式の符号】

- A: 当該市町村の測定単位(人口)
- 2,090円: 単位費用
- 50,800千円: 標準団体の家賃収入補助相当分及び家賃対策等補助相当分
- D: (乗率 α ごとの)近傍同種の住宅の家賃等(月額)
- E: (乗率 α ごとの)入居者負担基準額等(月額)
- 1,022: 附帯事務費を加算するための係数
- α : 原則として1/2、管理人住宅は1/3
ただし、災害関連の公営住宅については2/3
さらに、激甚災害の場合、最初の5年間は3/4(その後は2/3)

※ 上記の算式のうち家賃収入補助相当額Bは、平成17年度及び18年度に一般財源化された公営住宅家賃収入補助に係る所要経費を算入するためのものである。

第12表 「児童扶養手当給付費負担金」密度補正の算式

$$\begin{aligned}
 (\text{密度補正係数}-1) &= \frac{1}{A \times 14,500\text{円}} \\
 &\quad \times (17,068\text{円} \times B - 116,460\text{千円} \\
 &\quad \times \frac{A}{100,000\text{人}})
 \end{aligned}$$

【算式の符号】

- A: 当該市町村の測定単位(人口)
- 14,500円: 単位費用
- 17,068円: 児童扶養手当支給対象者1人当たり単価
- B: 当該市町村の児童扶養手当支給対象者数
- 116,460千円: 標準団体の児童扶養手当給付費負担金の負担割合の変更に伴う所要経費

従来の負担割合は国3/4・地方団体1/4であったが、国1/3・地方団体2/3に変更することとされ、その影響額は1,850億円となっている。

そこで、都道府県、市町村それぞれの「社会福祉費」の単位費用において負担割合の変更に伴う所要経費の全額を算入した上で、児童扶養手当支給対象者数を用いた密度補正が適用されることとなった。(第12表)

b 児童手当

児童手当は、家庭における生活の安定と児童の健全な育成及び資質の向上を目的として、児童の養育者に対して児童数を基に支給されるものである。サラリーマン(公務員を除く。以下

同じ。)家庭及び自営業者家庭に係る給付費のうち公費負担分の負担割合について国2/3・都道府県1/6・市町村1/6であったものが、国1/3・都道府県1/3・市町村1/3に変更することとされ、その影響額は1,354億円となっている。

そこで、都道府県、市町村それぞれの「社会福祉費」の単位費用において負担割合の変更に伴う所要経費の全額を算入した上で、修正後支給対象児童数(全額事業主負担となる児童数を控除した支給対象児童数に、支給単価の差や公費負担率の差等を反映するための乗率を乗じて得た数)を用いた密度補正が適用されることとなった。(第13表)

カ 保健衛生費

密度補正Ⅰのうち病院経費については、病床数単価が489千円に改定された。

水道経費については、簡易水道給水人口単価が4,621円に改定された。

密度補正Ⅱについては、昨年度と比較し、目立った変更はない。(第14表・第15表)

⑥ 投資補正

投資補正は、測定単位の多寡等により投資的経費

第13表 「児童手当交付金」密度補正の算式

$$\begin{aligned}
 (\text{密度補正係数}-1) &= \frac{1}{A \times 14,500\text{円}} \\
 &\times (9,584\text{円} \times 1.86 \times B - 114,807\text{千円}) \\
 &\times \frac{A}{100,000\text{人}}
 \end{aligned}$$

【算式の符号】

- A: 当該市町村の測定単位(人口)
- 14,500円: 単位費用
- 9,584円: 修正後支給対象児童1人当たり単価
- B: 当該市町の修正後支給対象児童数
- 114,807千円: 標準団体の児童手当交付金の負担割合の変更及び児童手当の制度拡充に伴う所要経費

※ 算式中の「1.86」は、平成18年度において児童手当制度の拡充(支給対象年齢の引き上げ及び所得制限の緩和)が行われたことに伴う影響額を反映するための係数であり、「1+児童手当制度の拡充に伴う地方負担総額(地方公務員分を除く)／児童手当交付金の負担割合の変更に伴う地方負担総額」により求めている。
 なお、児童手当制度の拡充に伴う所要経費のうち地方公務員分については、都道府県、市町村それぞれのその他の諸費(人口)において、社会福祉費に準じた算定を行っている。

第14表 国民健康保険に係る経費の普通交付税算入状況

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11~14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
基礎 安定 事業	保険料軽減負担割合 国 170億円(定額) 都道府県 1/4 市町村 残り全額	保険料軽減負担割合 国 240億円(定額) 都道府県 1/4 市町村 残り全額	保険料軽減負担割合 国 450億円(定額) 都道府県 1/4 市町村 残り全額	保険料軽減負担割合 国 670億円(定額) 都道府県 1/4 市町村 残り全額	保険料軽減負担割合 国 1/2(定率) 都道府県 1/4 市町村 1/4	(変更なし)	(変更なし)	保険料軽減負担割合 都道府県 3/4 市町村 1/4	(変更なし)
						(新設) 保険者支援分負担割合 国 1/2(定率) 都道府県 1/4 市町村 1/4			
補 正 II	人件費 助産費 (出産一時金の創設に伴う充実 30万円×2/3) 賃金・委託料・負担金分 (給与費相当分) 光熱水費等 需要費相当分								助産費 (出産一時金 30→35万円(H18.10~) ×2/3)
				(新設) 事務費国庫負担金 (役務費等)相当分			(新設) 療養給付費負担金	(新設) 特別対策事業費補助金	
安定 化 支 援 事 業	保険料負担能力分				①0.50 ②0.50 ③0.40 ④0.40				
	過剰病床分	2/3	2/3	2/3	0.50	0.30	0.30	0.25	0.27
	年齢構成差分	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.20
		0.20	0.20	0.20	0.20	①0.20 ②0.20 ③0.16 ④0.16	0.30	0.25	0.18

の割増しを行うものであり、現在「道路橋りょう費」
 の他12費目において適用されている。

改正点の主なものは、以下のとおりである。

ア 道路橋りょう費

平成16年度に道路整備に係る長期計画の改定に伴って、投資補正 I の各指標に係る乗率が第16表のとおり改定されている。(第16表)

また、平成16年度及び平成17年度においては、この見直しの影響額を考慮した激変緩和措置とし

て、平成15年度の投資補正 I の算式による係数との差の一定割合を復元する措置が講じられていたが、平成18年度より復元措置は講じないこととされている。

イ 都市計画費

平成16年度より、割り増しの基準値については、従来の大都市の全地目平均の土地価格から、大都市の可住地平均の土地価格を用いることとされた。この見直しによる激変を緩和するため、平成15

第15表 「保健衛生費」密度補正Ⅱの算式

(密度補正Ⅱ係数-1) = $\frac{1}{A \times 4,510円} \times$
 $\{ \{ (0.5+0.5\alpha) \times B \times 2,898円 + (0.5+0.5\beta) \times C \times 2,481円 - 75,279千円 \times \frac{A}{100,000} \} +$
 $\{ D \times 67,095円 \times 0.03 - 16,516千円 \times \frac{A}{100,000} \} +$
 $(E \times 4,200円 - 132,389千円 \times \frac{A}{100,000})$
 $+ F \times G \times 0.27 \times 0.8 + H \times 0.20 \times 0.8 + 45 \times I \times J \times 0.15 \times 0.8 \}$

【算式の符号】
A: 測定単位(人口)
B: 次の算式によって求めた補正後保険料軽減者数
 $\{ (33万円以下段階保険料軽減者数=イ) \times 1.66 \} + \{ (保険料軽減者数計=ロ) - (イ) \} \times 0.87$
C: 次の算式によって求めた補正後保険料軽減世帯数
 $\{ (33万円以下段階保険料軽減世帯数=ハ) \times 1.66 \} + \{ (保険料軽減世帯数計=ニ) - (ハ) \} \times 0.83$

α : $\frac{\text{(減額した被保険者均等割額計=ホ)}}{\text{(補正後保険料軽減者数=B)}} \quad \beta$: $\frac{\text{(減額した世帯別平等割額計=ヘ)}}{\text{(補正後保険料軽減世帯数=C)}}$
 α : $\frac{\quad}{10,384} \quad \beta$: $\frac{\quad}{8,856}$

D: 次の算式によって求めた補正後保険料軽減者数
 $\{ (33万円以下段階保険料軽減者数=イ) \times 0.94 \} + \{ (保険料軽減者数計=ロ) - (イ) \} \times 0.47$
E: 一般被保険者数
F: 次の算式によって求めた基盤安定事業費
算式: $\frac{(0.5+0.5\alpha) \times B \times 10,384円 + (0.5+0.5\beta) \times C \times 8,856円}{1,000}$

算式の符号は、前出のもの
G: 次の算式によって求めた数値
算式: $\gamma \geq 0.55$ のとき $G = \gamma / 0.55$
 $0.45 \leq \gamma < 0.55$ のとき $G = (\gamma - 0.45) / 0.10$
 $\gamma < 0.45$ のとき $G = 0$
※ $[\gamma = \frac{\text{保険料軽減世帯数計}}{\text{一般被保険者世帯数}}]$

H: 次の算式によって求めた数値
算式: aとbとの小さい方の数値
 $a = 1,679 \times \frac{(c-1,177.9) \times \text{住民基本台帳人口(H16.9.30現在)}}{100,000}$
c: 10万人当たり病床数と医療圏10万人当たりの病床数との大きい方の数値
b = (実績給付費) - {(基準給付費) + 「167千円 × (一般被保険者数)」との大きい方の数値}

I: 一般被保険者のうち、60歳以上73歳未満の者の数
J: 一般被保険者数 i につき、
 $\left\{ \begin{array}{ll} I/i \geq 0.20 & \text{の場合} \\ 0.10 \leq I/i < 0.20 & \text{の場合} \\ I/i < 0.10 & \text{の場合} \end{array} \right. \left\{ \begin{array}{l} I/i / 0.20 \\ (I/i - 0.10) / 0.10 \\ 0 \end{array} \right.$

2,898円: 補正後保険料軽減者1人当たり市町村負担額(均等割相当)
2,481円: 補正後保険料軽減世帯1世帯当たり市町村負担額(平等割相当)
75,279千円: 単位費用積算の基礎に算入されている保険基盤安定負担金(保険料軽減分)の額
1.66、1.66: 7割及び6割軽減のシェアにより1.75及び1.50を加重平均して求めた乗率
0.87、0.83: 5割、4割及び2割軽減のシェアにより1.25、1.00及び0.50を加重平均して求めた乗率
67,095円: 平成16年度の全国平均保険料収納額
0.94: 7割及び6割軽減のシェアにより1.00及び0.83を加重平均して求めた乗率
0.47: 5割及び4割軽減のシェアにより0.50及び0.42を加重平均して求めた乗率
0.03: 0.12(7割軽減被保険者の保険基盤安定負担金(保険者支援分)の支援率) × 0.25(負担割合)

16,516千円: 単位費用積算の基礎に算入されている保険基盤安定負担金(保険者支援分)の額
4,200円: 一般被保険者1人当たりの人件費・助産費・光熱費・介護納付金に係る事務費等の需要費
132,389千円: 単位費用積算の基礎に算入されている人件費・助産費・光熱費・介護納付金に係る事務費・国民健康保険特別対策事業費補助金等の需要費

第16表 道路橋りょう費 投資補正I係数

	6	7	8	9	10	11～15	16～18
国道延長比率	22.0	21.5	21.0	20.5	20.0	20.0	16.5
道府県道延長比率	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.3	5.1
市町村道							
(ア) 4.5m以上	0.50	0.50	0.45	0.45	0.40	0.40	0.49
(イ) 4.5m～2.5m	1.1	1.1	1.15	1.15	1.20	1.22	1.30
(ウ) 2.5m～1.5m	1.10	1.15	1.20	1.25	1.30	1.31	1.47
(エ) 非永久橋	55	55	60	60	65	65	廃止
(オ) 交通事故件数比率							
(大都市)	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.05
(大都市以外)	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.10

(ア)～(エ)については改良整備、(オ)については交通安全施設整備の必要度を反映させるための係数である。

第17表 事業費補正算入率の一覧表

(1) 地方負担額

費目		18年度算入率	17年度算入率
都市計画費	地下高速鉄道	0.6	0.6
	ニュータウン鉄道	—	—
	第3セクターニュータウン鉄道等	—	—
	第3セクター地下鉄建設事業	0.3	0.3
	地下鉄緊急整備事業	0.6	0.6
その他の土木費	産炭就労事業等	0.6	0.6
農業行政費	国営土地改良事業		
	(平成13年度以前に償還を開始したもの)	0.35	0.35
	(平成14年度以後に償還を開始したもの)	0.3 ※	0.3 ※
	緑資源公団営土地改良事業		
	(平成13年度以前に償還を開始したもの)	0.35	0.35
	(平成14年度以後に償還を開始したもの)	0.3 ※	0.3 ※
	水資源開発公団営土地改良事業		
(平成13年度以前に償還を開始したもの)	0.35	0.35	
(平成14年度以後に償還を開始したもの)	0.3 ※	0.3 ※	

※ ダム以外の算入率。(ダムの算入率はそれぞれ0.45)

年度の土地価格比率係数を下回る団体については、平成15年度係数の4割(昨年度6割)と平成18年度係数の6割(同4割)の合計値を用いることとされている。

ウ 公園費

投資補正の算式中の土地価格比率の反映に係る乗率の算定において、土地価格比率の割増基準値が平成17年度概要調書の数値に基づき見直されている。

エ 下水道費

高資本費対策に必要な経費を措置するため、地方公営企業繰出基準による公費負担額の一部が算入されている。

平成18年度においては、繰出基準の改正を受けて、使用料対象資本費単価が45円/m³以上、使用料が131円/m³以上の下水道事業について、使用料対象資本費単価(その額に応じた乗率を乗じて得た額)、有収水量及び使用料単価による割落率を

(2) 元利償還金(事業費補正における公債費算入分)

費目	元利償還金(元金償還金)	18年度算入率	17年度算入率	
道路橋りょう費	臨時地方道整備事業債(一般分 昭和61年度許可債～)	0.3※	0.3※	
	臨時地方道整備事業債(特定道路分 平成4年度許可債～)	0.3※	0.3※	
	臨時地方道整備事業債(復興特別分 平成7.9～16年度許可債)	0.8※	0.8※	
	臨時地方道整備事業債(特定道路 財対分 平成8年度許可債～)	0.5※(H13許可債までは1.0※)	0.5※(H13許可債までは1.0※)	
港湾費	通常分(補助事業及び直轄県営事業負担金分のうち昭和44年度以前発行の繰越資金分並びに単独事業分を除く)	0.5※(H13許可債までは0.3※)	0.5※(H13許可債までは0.3※)	
	臨時地方道整備事業債(復興特別分 平成7.9～16年度許可債)	0.8※	0.8※	
都市計画費	地下鉄事業新々特例債(元金のみ)	0.6	0.6	
	地下鉄事業新々特例債(利子のみ)	1/2相当額(上限2.0%相当額)	1/2相当額(上限2.0%相当額)	
	地下鉄事業統特例債(利子のみ)	1/2相当額(上限1.2%相当額)	1/2相当額(上限1.2%相当額)	
	地下高速鉄道建設事業補助金債	0.45※(H13許可債までは0.6※)	0.45※(H13許可債までは0.6※)	
	地下鉄事業出資債	0.45※(H13許可債までは0.6※)	0.45※(H13許可債までは0.6※)	
	ニュータウン鉄道事業出資債	0.45※(H13許可債までは0.6※)	0.45※(H13許可債までは0.6※)	
	都市高速鉄道事業債(モジュール等・公営)	0.45※(H13許可債までは0.6※)	0.45※(H13許可債までは0.6※)	
	都市高速鉄道事業債(地下鉄・第3セクター)(平成12年度以前採択分)	0.3※	0.3※	
	都市高速鉄道事業債(地下鉄・第3セクター)(平成13年度以後採択分)	0.45※(H13許可債までは0.5※)	0.45※(H13許可債までは0.5※)	
	都市高速鉄道事業債(モジュール等・第3セクター)	0.3※	0.3※	
	都市高速鉄道事業債(ニュータウン鉄道等・第3セクター)	0.3※	0.3※	
	地下鉄緊急整備事業企業債(特別分)	0.75◎	0.75◎	
	地下鉄緊急整備事業出資債(地方単独整備区間分)	0.45※(H13許可債までは0.6※)	0.45※(H13許可債までは0.6※)	
	地下鉄輸送力増強等事業出資債	0.6◎	0.6◎	
	地下鉄緊急改良事業出資債(平成13年度許可債～)	0.45※(H13許可債までは0.6※)	0.45※(H13許可債までは0.6※)	
一般公共事業債(復興特別分 平成7年度許可債～)	0.8※	0.8※		
公園費	公園緑地事業債	0.2※(H13許可債までは0.3◎)	0.2※(H13許可債までは0.3◎)	
	下水道費	0.16～0.45(H13許可債までは0.21～0.50)	0.45※(H13許可債までは0.5◎)	
その他の土木費	下水道通常分(昭和46年度以前発行の市場公債資金分及びその借換分並びに昭和50年度以前発行の繰越資金分を除く) *詳細は事業費補正本本文参照	0.16～0.45(H13許可債までは0.21～0.50)	0.45※(H13許可債までは0.5◎)	
	下水道事業債特例措置分	1.0◎	1.0◎	
	下水道普及特別対策事業(平成8年度許可債～)	0.55◎	0.55◎	
	下水道事業債臨時措置分	1.0◎	1.0◎	
	下水道事業債(広域化・共同化分)	0.5※(H13許可債までは0.55※)	0.5※(H13許可債までは0.55※)	
	下水道資本費平準化債(下水道事業・公害防止事業)	0.5	0.5	
	自然災害防止事業債	0.285	0.285	
港湾分	都市生活環境整備事業債(平成4～13年度許可債)	0.4※	0.4※	
	公共用地先行取得事業債等(利子のみ)	2.0%相当	2.0%相当	
	公共用地先行取得事業債(基幹的公共用地分)(利子のみ・平成12.13年度許可債)	1.0%相当	1.0%相当	
	公共用地先行取得事業債(阪神・淡路分)(利子のみ)	2.5%相当	2.5%相当	
	住宅地関連公共施設整備促進事業債(平成5年度許可債～)	0.2※(H13許可債までは0.3※)	0.2※(H13許可債までは0.3※)	
	臨時地域基盤整備事業債(平成7～9年度許可債)	0.3※	0.3※	
	炭鉱就労事業等	0.6	0.6	
	新幹線鉄道整備事業(平成4年度許可債～)	0.5※	0.5※	
	地域経済対策事業債(平成10年度許可債)	0.4※	0.4※	
	臨時経済対策事業債(平成11～13年度許可債)	0.45※	0.45※	
	地域住宅交付金事業	0.1	0.1	
	一般事業債(まちづくり交付金事業)	0.1	0.1	
	小学校費及び中学校費	施設整備通常分(政府資金分)(平成3年度以前及び6年度許可債～)	0.7◎	0.7◎
		施設整備通常分(政府資金分)(平成4及び5年度許可債)	0.5	0.5
		学校プール整備通常分(政府資金分)(昭和63～平成3年度及び6年度許可債～)	0.3◎	0.3◎
大規模改造事業(単独事業分)		0.3※(H13許可債までは0.5◎)	0.3※(H13許可債までは0.5◎)	
学校給食施設(平成14年度許可債～)		0.2※	0.2※	
個性ある教育環境整備事業(平成4及び5年度許可債)		0.5	0.5	
児童生徒急増市町村等の用地取得分(昭和46～平成10年度許可債)		0.6	0.6	
高等学校費	臨時高等学校整備事業債(特別老朽施設改築事業分 平成6年度許可債～)	0.4※(H10許可債までは0.5※)	0.4※(H10許可債までは0.5※)	
	大規模改造事業(単独事業分 平成元年度許可債～)	0.4※(H10許可債までは0.5※)	0.4※(H10許可債までは0.5※)	
その他の教育費	幼稚園大規模改造事業(単独事業分 平成6～13年度許可債)	0.5※	0.5※	
清掃費	清掃施設整備分(用地取得・清掃運搬施設整備を除く)	0.3、0.5※(H13許可債までは0.2、0.5、0.57、0.4、0.7◎)	0.3、0.5※(H13許可債までは0.2、0.5、0.57、0.4、0.7◎)	
	農業行政費	一般公共事業債(農業農村・災害関連分 平成4年度許可債～)	0.5※(H13許可債までは0.3※)	0.5※(H13許可債までは0.3※)
その他の産業経済費	一般単独事業債(単独農道及びふるさと一般農道分 平成4～13年度許可債)	0.3※	0.3※	
	臨時地方道整備事業債(ふるさと農道分 平成5年度許可債～)	0.3※	0.3※	
	臨時地方道整備事業債(ふるさと農道・財対分 平成8年度許可債～)	0.5※(H13許可債までは1.0※)	0.5※(H13許可債までは1.0※)	
企画振興費	臨時地方道整備事業債(ふるさと農道・財対分 平成8年度許可債～)	0.5※(H13許可債までは1.0※)	0.5※(H13許可債までは1.0※)	
	(旧)地域総合整備事業債特別分(除く財対分)(平成4年度許可債～)	0.3※	0.3※	
その他の諸費(人口)	(旧)地域総合整備事業債特別分(財対分)(平成8年度許可債～)	1.0※	1.0※	
	地域総合整備資金貸付事業債(用地取得分を除く 平成6年度許可債～)(利子のみ)	0.75※	0.75※	
	地域総合整備資金貸付事業債(用地取得分 平成6年度許可債～)(利子のみ)	0.5※	0.5※	
	発展基盤緊急整備事業債(平成12年度許可債)	0.5※	0.5※	
	日本新生緊急基盤整備事業債(平成13年度許可債)	0.5※	0.5※	
	地域活性化事業債(除く財対分)(平成14～16年度許可債)	0.3※	0.3※	
	地域活性化事業債(財対分)(平成14～16年度許可債)	0.5※	0.5※	
	一般単独(一般)事業債(半島振興道路整備事業分)(平成14～16年度許可債)	0.3※	0.3※	
	一般単独(一般)事業債(地方拠点都市整備事業分)(平成14～16年度許可債)	0.3※	0.3※	
	一般単独(一般)事業債(中心市街地再活性化等特別対策事業分)(平成14～16年度許可債)	0.3※	0.3※	
	合併特例事業債(市町村合併推進事業分)(平成14～16年度許可)	0.5※	0.5※	
	緊急防災基盤整備事業債・防災対策事業債(旧緊急防災基盤整備事業(継続事業分)分)(平成7年度許可債～)	0.5※	0.5※	
	防災対策事業債(防災基盤整備事業分)	0.3※	0.3※	
	防災対策事業債(公共施設等耐震化事業分)	0.5※	0.5※	
	空港整備事業債(2種(A)・空港市町村負担金分)	0.5◎	0.5◎	
空港整備事業債(2種(B)・空港市町村負担金分)	0.267◎	0.267◎		
空港整備事業債(3種・空港市町村負担金分)	0.267◎	0.267◎		
空港整備事業債(2種(B)・空港市町村管理分)	0.267◎	0.267◎		
一般単独(一般事業)事業債(石綿対策事業分)	0.4	0.4		
阪神・淡路特例債(歳入欠かん等債)	0.8又は0.95	0.8又は0.95		
その他の諸費(面積)	臨時河川整備事業債(一般分 平成5年度許可債～、平成4年度は弾力運用分及び追加分)	0.3※	0.3※	
	臨時河川整備事業債(河川特定分 平成4年度許可債～)	0.3※	0.3※	
	臨時河川整備事業債(特定河川・財対分 平成8年度許可債～)	0.5※(H13許可債までは1.0※)	0.5※(H13許可債までは1.0※)	
河川等関連公共施設債(平成10年度許可債～)	0.1※(H13許可債までは0.2※)	0.1※(H13許可債までは0.2※)		
特定治水施設事業債(平成11,12,13年度許可債)	0.2※	0.2※		

(注)※は理論償還による元利償還金の算入を示す。

◎は平成12年度許可債から理論償還による元利償還金の算入に変更されたことを示す。

乗じて得た額が、供用開始後25年までは0.45、26年から30年までは0.09の算入率により算入されている。

オ 農業行政費

農林業センサスが更新されたことに伴い、農家数減少分の復元率が0.9とされている。

カ その他の産業経済費

各産業別の従業者数1人当たりの所要一般財源の差を反映するための補正であり、単位費用における比率を基に所要の改定が行われている。平成18年度も昨年度に引き続き、鉱業者1人当たりの算入額が削減されている。

キ その他の諸費（人口・面積）

いずれにおいても、財源対策債の元利償還金相当額の一部が、平成18年度より新たに算入されている。

⑦ 事業費補正

事業費補正とは、公共事業の地方負担額や地方債の元利償還金等を用いて、実際の投資的経費に係る財政需要を交付税算定に反映させる補正である。

費目別の改正点のうち、主なものは次のとおりである。なお、算入率については第17表に示している。

ア 下水道費

平成18年度から、下水道事業の資本費（元利償還金）について、合流式と分流式に区分した上で、雨水分に対する繰出基準を実態に見合った水準に見直すとともに、新たに汚水公費分として分流式の元利償還金に対して処理区域内人口密度等に応

じて繰出基準が設けられた。これに伴い、下水道事業債の元利償還金の算入率は以下のとおりとされている。

イ その他の土木費

平成18年度から、地域住宅交付金事業に係る地方債の元利償還金の10%が新たに算入されることとなった。

ウ 企画振興費

「企画振興費」の事業費補正は、単位費用において算入された旧地域総合整備事業債（特別分等）及び地域活性化事業債に係る元利償還金相当分の過不足を調整するものであるが、今年度は、単位費用中の元利償還金相当分が530円（平成17年度480円）とされているため、算式もこれに応じたものとなっている。

エ その他の諸費

平成18年度から、石綿対策事業に係る地方債の元利償還金の40%が新たに算入されることとなった。

⑧ 種別補正

種別補正は、測定単位のうち種別があり、その種別ごとに単位当たりの費用に差があるものについて、その費用の差に応じて測定単位の補正を行うものである。

今年度においては、「道路橋りょう費」において、道府県分の算定における種別補正が廃止されたことを踏まえて、国府県道に係る種別補正係数の区分が廃止された。

流域下水道事業に係る地方債及び公共下水道事業債の元利償還金の算入率

区 分		平成 13 年度 以前許可債	平成 14 年度 以降許可債
合 流 式		0.42	0.37
分 流 式			
処理 区域 内 人 口 密 度	25 未 満	0.50	0.45
	25 以上 50 未 満	0.42	0.37
	50 以上 75 未 満	0.35	0.30
	75 以上 100 未 満	0.28	0.23
	100 以上	0.21	0.16

区 分		平成18年度	平成17年度
市 町 村 道	6.5m以上	1.1	1.1
	6.5～4.5m	1.0	1.0
	4.5～2.5m	0.7	0.7
	2.5～1.5m	0.2	0.2
	橋りょう	4.0	4.0
国 府 県 道	国道(指定区間)	1.88	1.76
	国道(その他)	〔 区 分 を 〕 〔 廃 止 〕	1.86
	府県道		1.86
	橋りょう		4.00

「高等学校費」において、単位費用の改定等に伴い、教職員数を測定単位とするもの及び生徒数を測定単位とするものについて、種別補正係数が次のとおり改定された。

「高等学校費（教職員数）」の種別補正係数

種別		補正係数	
		平成18年度	平成17年度
全日制		1.00	1.00
定時制	指定都市	1.13	1.14
	その他の市町村	0.97	0.98

「高等学校費（生徒数）」の種別補正係数

種別			補正係数	
			平成18年度	平成17年度
全日制	普通科等		1.00	1.00
	衛生看護科等		2.03	1.64
	農業科		2.10	2.18
	工業・情報科		1.91	1.98
	水産科		8.97	8.96
定時制 (独立校)	普通科・商業科・家庭科・衛生看護科等	指定都市	2.74	2.80
		その他	2.33	2.43
	農業科・工業・情報科・水産科	指定都市	3.78	3.82
		その他	3.33	3.42
定時制 (併設校)	普通科・商業科・家庭科・衛生看護科等	指定都市	1.88	2.04
		その他	1.72	1.89
	農業科・工業・情報科・水産科	指定都市	2.74	2.91
		その他	2.55	2.74
別科・専攻科	職業科	5.79	5.26	
	その他	1.09	0.98	

公債費については、年次進行に伴う理論償還額の変動を反映するよう各年度許可債の種別補正係数が変更されている。なお、市場公募債の理論償還期間が平成17年度許可債から30年に延長されている。

ア 補正予算債償還費

平成10年度以前許可債については、大きな変更はない。

平成11年度以降許可債に係るものについては、市場公募団体における平成11年度許可債の理論償還費を基礎として、種別補正係数が次のとおり改定された。

なお、基準財政需要額には、平成11年度及び平成12年度許可債に係る元利償還金については80%を算入し、平成13年度以後の許可債に係る元利償還金については、各々の年度当初における地方負

担額に係る算入率に応じて算入することとされている。

許可年度	区 分	補正係数
11	(市場公募団体)	0.800
	(その他の団体)	0.831
12	(市場公募団体)	0.780
	(その他の団体)	0.820
13	77.5%算入分 (市場公募団体)	0.754
	(その他の団体)	0.818
	76.0%算入分 (市場公募団体)	0.738
	(その他の団体)	0.803
	66.0%算入分 (市場公募団体)	0.641
	(その他の団体)	0.697
	62.5%算入分 (市場公募団体)	0.607
	(その他の団体)	0.661
	50.0%算入分 (市場公募団体)	0.486
	(その他の団体)	0.528
14	60.0%算入分 (市場公募団体)	0.542
	(その他の団体)	0.632
	50.0%算入分 (市場公募団体)	0.452
	(その他の団体)	0.527
16	95.0%算入分	0.203
	60.0%算入分	0.128
	50.0%算入分	0.107
17	60.0%算入分 (市場公募団体)	0.155
	(その他の団体)	0.169
	50.0%算入分 (市場公募団体)	0.130
	(その他の団体)	0.141

イ 地方税減収補てん債償還費

昭和60年度許可債の市場公募団体の理論償還費を基礎として、種別補正係数が次のとおり改定された。

許可年度	市場公募団体	その他の団体
60	1.000	—
61	2.625	—
3	3.354	—
4	3.413	—
5	3.388	—
6	3.483	—
7	3.296	2.421
8	3.325	6.138
9	3.167	6.238
10	3.063	6.325
11	3.142	4.104
12	3.975 (共通)	
13	4.063 (共通)	
14	3.792 (共通)	
15	0.642	0.667
16	0.625 (共通)	
17	0.667	0.833

	(市場公募団体)	0.939
	(その他の団体)	0.936
	一般廃棄物処理事業債分	0.939
8	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.724
	(その他の団体)	0.719
	義務教育施設整備事業債分	
	(市場公募団体)	0.882
	(その他の団体)	0.882
	一般廃棄物処理事業債分	0.882
9	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.692
	(その他の団体)	0.686
	義務教育施設整備事業債分	
	(市場公募団体)	0.847
	(その他の団体)	0.857
	一般廃棄物処理事業債分	0.840
10	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.678
	(その他の団体)	0.676
	義務教育施設整備事業債分	
	(市場公募団体)	0.829
	(その他の団体)	0.827
	一般廃棄物処理事業債分	0.825
11	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.692
	(その他の団体)	0.677
	義務教育施設整備事業債分	
	(市場公募団体)	0.840
	(その他の団体)	0.842
	一般廃棄物処理事業債分	0.840
12	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.686
	(その他の団体)	0.649
	義務教育施設整備事業債分	0.812
	一般廃棄物処理事業債分	0.812
13	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.670
	(その他の団体)	0.655
	義務教育施設整備事業債分	0.672
	一般廃棄物処理事業債分	
	(市場公募団体)	1.001
	(その他の団体)	1.101
14	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.400
	(その他の団体)	0.380

ウ 臨時財政特例債償還費

昭和63年度許可債の理論償還費を基礎として、種別補正係数が次のとおりとされた。

許可年度	補正係数	金利(政府)
63	1.000	4.85%
元	1.041	5.40%
2	1.159	6.90%
3	1.049	5.50%
4	0.968	4.40%
5	0.960	4.30%
6	0.938	4.00%
7	0.895	3.40%
8	0.841	2.60%

エ 財源対策債償還費

平成6年度許可債の市場公募団体の償還費を基礎として、種別補正係数が次のとおり改定された。

許可年度	区分	補正係数
6	一般公共事業等分	0.800
	(市場公募団体)	0.773
	(その他の団体)	
7	一般公共事業等分	0.757
	(市場公募団体)	0.747
	(その他の団体)	
	義務教育施設整備事業債分	

	義務教育施設整備事業債分	0.302
	一般廃棄物処理事業債分 (市場公募団体)	0.492
	(その他の団体)	0.522
15	一般公共事業等分	0.100
	義務教育施設整備事業債分	0.113
	一般廃棄物処理事業債分	0.090
16	一般公共事業等分	0.092
	義務教育施設整備事業債分	0.099
	一般廃棄物処理事業債分	0.078
17	一般公共事業等分 (市場公募団体)	0.111
	(その他の団体)	0.120
	義務教育施設整備事業債分 (市場公募団体)	0.110
	(その他の団体)	0.123
	一般廃棄物処理事業債分	0.115

オ 減税補てん償還費

平成6年度許可債の市場公募団体の償還費を基礎として、種別補正係数が次のとおり改定された。

許可年度	市場公募団体	その他の団体
6	0.661	—
7	0.661	1.075
8	0.155	1.075
10	1.000	0.706
11	1.015	0.719
12	0.776	0.695
13	0.749	0.684
14	0.728	0.639
15	恒久的減税分	0.165
	先行減税分	1.425
16	恒久的減税分	0.165
	先行減税分	0.162
17	恒久的減税分	0.165
	先行減税分	0.186

カ 臨時財政対策債償還費

平成13年度許可債の市場公募団体の償還費を基礎として、種別補正係数が次のとおり改定された。

許可年度	市場公募団体	その他の団体
13	1.000	0.999
14	0.957	0.954
15	0.218	0.194
16	0.222	0.175
17	0.222	0.278

(4) 臨時財政対策債

臨時財政対策債の発行可能額は、昨年度と同様、臨時財政対策債発行可能額を算定するための「単価」を設けた上で、これに「各地方団体の人口」及び「経常経費に係るその他の諸費（人口）の補正係数」を乗じることで算定されている。なお、臨時財政対策債発行可能額の算出に用いる補正係数については、「その他の諸費（人口）」における加算補正を除くとともに、平成16年度から寒冷補正（平成13年度から行っている一括適用分及び平成16年度に新たに拡大した一括適用分）における一括適用がないものとして算出した補正係数を用いることとされている。また、平成17年度に新設された経常態容補正係数Ⅰについても、同様に適用がないものとした取り扱いとされている。

算式は、以下のとおりである。

$$\text{算式} = A \times B \times \alpha \times C$$

A：人口

B：経常経費に係る「その他の諸費（人口）」における連乗後補正係数（寒冷補正、及び経常態容補正係数Ⅰを除く）

C：単価（9,108円）

α ：総額に合わせ付けるための率（調整率）

0.9953376

V おわりに

三位一体の改革も、平成18年度をもって、第一期改革の一定の区切りとなった。しかし、その内容は、3兆円の税源移譲を実現したものの、国庫補助負担金の改革や、地方交付税総額の削減など、必ずしも

地方の求める内容に合うものではなかった。

平成18年7月7日閣議決定の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（以下、「骨太の方針2006」という。）では、「地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進める」こととされた。これに向けて、第165回国会では、地方分権改革推進法（平成18年法律第111号）が成立し、地方が求めている第二期改革への大きな一歩が踏み出された。第二期改革では、抜本的な税財源の見直しとともに、真に地方の自由度の向上と自主性が尊重される分権改革の実現が期待されている。

なお、地方交付税の算定においては、算定方法の簡素化のため、平成19年度の算定から「新型交付税」の導入が決定されている。これは、算定の精緻化による個別市町村の行政需要の適切な算定という、これまでの交付税算定の流れを大きく転換するものである。平成19年度の算定では、基準財政需要額の1割程度、約5兆円が新型交付税による算定に移行すると見込まれているが、以後、分権改革の進展に沿って、新型交付税のウェイトを高くしていくことも予定されている。地方分権の進展は、地方交付税の算定のあり方にも、大きな影響を及ぼしていくものである。

一方で、「骨太の方針2006」には、「国と地方の信頼関係を維持しつつ、国・地方それぞれの財政健全化を進める」ことも明記されている。そのための手法として、地方公務員人件費の削減や、地方単独事業の見直しが求められている。

平成19年度の地方財政対策・政府予算案をみると、以上の方針が次のような形で具体化されている。まず、地方財政計画の規模が6年連続で、地方一般歳出の水準が8年連続で減少している。社会保障費や退職手当の増加が見込まれる下で、このような歳出削減を実現するために、単独一般行政経費や人件費の抑制が進められている。

次に、地方交付税総額が削減されている。これは、国・地方の税収の回復を受けて、収支不足額が大きく改善したためである。ただし、地方税収の回復は、多くが不交付団体に帰属し、交付団体への恩恵は大

きくはない。財務省による予算説明では、地方財政は「いわば『赤字国債脱却』に相当する状況」とされている。しかし、引き続き財源対策債1兆5,900億円の増発や、既発債の元利償還金等に充てるために臨時財政対策債2兆6,300億円の発行を余儀なくされており、依然として4兆4千億円の財源不足が生じていることを忘れてはならない。

今後は、将来の金利上昇が見込まれ、政策金融機関改革の下で、郵政公社資金の貸付廃止や公営企業金融公庫の機能が新法人へと移行することもあり、より市場の信認を得ることが必要となる地方自治体にとって、平成19年度地方財政計画が示す姿は、決して楽観を許さない財政状況であることを示唆している。加えて、新たに整備される財政指標や、自治体再建法制の見直しにおいても、フロー・ストック両面からの財政健全化が強く求められることは必須である。むしろ、市町村にとっては、個別評価がより明らかになり、厳しい選別にさらされる時代の幕開けとなるのではないだろうか。

経済は明るさを取り戻しつつあるものの、社会経済環境の変化に対応するため、抜本的な税制の見直しなど、住民の負担を伴う真の改革は、未だ途上にある。しかし、相次ぐ地方自治体における不祥事により、住民の地方自治に向ける視線は、かつて無いほど厳しい。今後、さらなる税源移譲と、地方分権を真に実りあるものにするためには、何よりも、地方自治に対する住民の支持・信頼という確かな基盤に立つことが必要である。そのためには、特に住民に身近な自治体である市町村の努力によるところが大きい。今こそ、住民の信託に応えられる行財政運営が求められているのである。